

研究論文 徳川家茂による江戸城と二条城における庭利用の実態

今江 秀史

【要旨】

一四代将軍・徳川家茂の小姓頭取衆を勤めた野村丹後守貫三郎が著した記録「昭徳公事蹟」には、家茂が江戸城及びその周辺、二条城の庭を使った記述が数多くある。そのうち江戸城内郭の吹上御庭に関しては、関係史料と「事蹟」の記述との照合ができる。吹上御庭の使用は、将軍・大名らに加え、一部では、市井の人々にも及んだ。本論では、造り庭（庭園）だけではなく、建物周りの庭等へ目を向けることで、家茂の足跡を通して庭利用の実態と本質を明らかにした。家茂にとって庭は、自らの立場・趣向、時代の要請により、都合よく使うものであった。庭は、君臣の関係の確認、親族との交流等に用いられた。

はじめに

近世の城郭や武士の屋敷における庭の存在は、様々な史料から確かめられる。二条城も例外ではない。それらの庭の研究は、主に庭園学や造園学で行われてきた。先行研究¹⁾では、近世と近現代とで、庭と庭園との語義が違おうと言うことに対する配慮に欠けてきた。庭をはじめとする土地利用の歴史を考える上では、かような語の分別が重要となる。

庭とは、家屋の周りにおける余地や広場、中庭、玄関周りの前庭、植え込み、庭園・造り庭（「庭師などの手を加えて風情のあるようにつくった庭」『大辞泉』）など幅広い意味を含む語である。つまり庭園は、庭の語意の内に含まれている。それが「いまでは築山泉水ないしは植え込みを設けて観賞の目的とする空間の呼称となっている」（『日本大百科全書（ニッポニカ）』「庭」、竹内芳太郎）ため、日常のさまざまな場面で庭と庭園の語の混同が生じている。⁴⁾

庭と庭園の語の混同は、近世の歴史研究に於いて、以下の問題を引き起こす。近世史料上の庭を庭園の語意と同じと見なして研究を行えば、庭の語意に含まれる家屋周りの余地や広場等の内容は見落とされる。結果、本来史料に記された近世の生活者による庭についての関心・行動・出来事は、取り上げられない

と言う時代錯誤⁵⁾に陥る。

筆者は、本紀要の第四号と本号に掲載した国立公文書館内閣文庫蔵「昭徳公事蹟」（以下、「事蹟」とする）の翻刻を通じて、同史料に江戸城と二条城などの庭に関する記述が数多く記されていることを知った。しかも、それらの記述の大半は旧来の庭の語意が示す家屋の周りにおける余地や広場などであり、庭園についての記述は僅かであった。この事実は、第一四代将軍・徳川家茂（一八四六―一六六）の関心が、庭園を含む庭全般に向いていたことを示唆する。

近世の城郭や武士の屋敷に築かれた庭園の研究は、歴史学でも行われてきた。それらの研究は、庭園学や造園学と同様に、庭園内外の眺望や意匠、作庭の意図あるいは植栽に着目する。⁶⁾ 管見によれば、庭園の眺望や意匠、作庭の意図が記録として残ることは希である。⁷⁾ それ故に庭園を論じるためには、その眺望や意匠の要因を一部切り取って分析したり、漢詩や和歌を援用して作庭の意図を想像したりするなどの工夫を要する。

庭園の眺望や意匠、作庭の意図を記した史料の分量が限定されるのは、それらの事柄が近世の人々による主な関心事ではなかったか、庭園を使う機会が少なかったことの傍証である。⁸⁾ 従来⁹⁾の科学研究の関心事と遺存する史料の内容との間には、乖離が認められる。史料の性質だけを鑑みれば、近世の生活者による庭利用のあり方を採り上げる方が、自然であろう。また土地利用の歴史の

解明は、元離宮二条城のような歴史遺産の保存・活用へ寄与する。⁽⁹⁾

以上を踏まえた上で、本稿では近世の庭利用の実態解明を試みる。

1 研究の目的と方法

(1) 目的

本稿の目的は、「事蹟」⁽¹⁰⁾の江戸城などと二条城に関する記述を分析し、幕末の将軍による庭利用の実態を解き明かすことにある。

「事蹟」には、家茂が江戸の紀州藩中屋敷（赤坂御館）を住居としていた嘉永六年（一八五三）から將軍職に就いて以降、元治元年（一八六四）までの間に、江戸城とその周辺・二条城⁽¹¹⁾に関する庭の記述がある。本論は、「事蹟」全巻から家茂が使った江戸城とその周辺・二条城の庭に関する記述を抜粋し、時系列で整理した一覧表（表1）に基づいて進める。

(2) 史料調査の方法

第2章では「事蹟」に記された江戸城とその周辺・二条城の庭を列挙し、それらの立地と使い方を概説する。江戸城とその周辺の造りは複雑であった。概説に当たっては、予め二条城を含めた建物と庭の位置関係について整理した。

江戸城の区画（総構・御曲輪内）は、内郭と外郭とに大別できる（図1）。内郭は内壕により囲まれた区域である。内郭の中には、本丸、二ノ丸、三ノ丸、西丸及び山里・紅葉山、北丸、吹上御庭が設けられていた（口絵1、本書四〜九頁参考図2）。外郭は、外壕に囲まれた範囲のうち内壕を省いた区域である。外郭は武家地・町地・寺社地からなった『日本国語大辞典 第二版』（以下、『日国』とする）。「事蹟」には、内郭と外郭の外周りに於いて庭の記述がある。

前述の一覧表の冒頭に挙げるのは、一般論として江戸城の本丸が相応しい。本丸は特別としても、その他の庭・建物の位置づけや重要度は、時期や基準によって異なる。本論では一貫性を求めて、庭・建物の位置する方角あるいは距離に応じて一覧表の項目の順番を決めた。江戸城の内郭に関しては、内壕内の北側から南側の順序で各庭・建物を掲載した。それぞれの位置が横並びする場合は、西側を先の順番とする。吹上御庭の中の庭についても同様とした。

内郭の一部や建物の周りの庭、吹上御庭の一部が、馬場として使われている場合は、庭の記述に含めた。⁽¹³⁾ 吹上御庭の広大な敷地には、数多くの庭・建物があつた。吹上御庭の造りの密度そのものは、そう高くないが、内実は複雑であつた。そこで、「事蹟」と、東京都立中央図書館蔵「江戸城御吹上総絵図」（図2、口絵2）、松岡辰方（清助）著「守囊」⁽¹⁴⁾ 第三卷、小宮山綏介著「吹上訪古録」⁽¹⁵⁾（以下、「訪古録」とする）の記述とを照合して、庭の区分を定めた。

「事蹟」に庭の記述がある文久三年（一八六三）から元治元年までの間、家茂は二条城を江戸城本丸の出張所のように用いた。二条城の二之丸御殿などは、將軍の利用に供するため、文久二年以降に増改築された。家茂が滞在した時期の二条城について記述する上では、江戸城本丸並びにその庭の使い方と、二条城二之丸御殿の増改築との把握が不可欠である。⁽¹⁶⁾

(3) 史料分析の方法

第3章では、前節で整理した「事蹟」に記される庭・建物の位置関係に基づき、庭の用途を掲出する。そして関係史料を参考として、それら庭の用途と庭を利用する人々の対人関係とを分析する。

結果を先に言うと、「事蹟」から読み取ることが出来た事柄は、概ね「いつ・どこで・誰が・何を・どのように・どうした」である。それらの事柄は、以下の例に示すような人々の行動の仕組みの表れであつた。

【例】

「いつ」元治二年四月五日に、

「どこで」①山里で、②山里御茶屋で、③梅之御茶屋で、

「誰が」徳川家茂が、

「何を」①山里御庭の拝見を、②酒と吸物・菓子等を、③酒を、

「どのように」大名らに、

「どうした」①命じた。②下賜した。③自ら酌をし、色々な話をした。

「事蹟」は、題名の通り昭徳公（家茂）の行動に関する記録である。記主の野村貫三郎は、家茂を主体に記述した。書状の写しや通知、旅程などを除くと、「事蹟」の「誰が」は、ほぼ家茂である。また「いつ」の記載を通じて、他の

史料との照合により、「事蹟」の事実関係を確かめることができる。本稿では、「事蹟」に於ける「どこで」の記述を庭に絞ったことになる。

けだし庭の用途の意味は、「どこで」+「誰が」+「何を」から知られる。その上で、対人関係は「誰が」+「どのように」+「どうした」から導き出される⁽¹⁹⁾。かような行動の分析方法により、家茂を主体として、江戸城とその周辺・二条城に於ける庭の用途と庭利用に見られる対人関係とを導き出す。

2 「事蹟」に掲載された庭の立地と使い方

本章では、「事蹟」⁽²⁰⁾に基づいて、家茂が使った江戸城及びその周辺・二条城の庭に関する立地と利用のあり方とを概説する。

(1) 江戸城の庭

「事蹟」に記される江戸城本丸の建物は、万延元年（一八六〇）年に再建されたものである。同建物は、家茂の將軍在位中である文久三年（一八六三）に焼失した後、再建されなかった⁽²¹⁾。

(ア) 田安御館

田安家は、徳川三卿の一つ（ほかに清水家・一橋家）であり、江戸城内郭の北面の張り出た箇所⁽²²⁾に屋敷地があった。その敷地の東に隣り合って、清水家の屋敷地があった⁽²³⁾。

「事蹟」は、家茂が田安御館に二度訪れたことを記す。そのうち文久二年三月一八日条によると、家茂は吹上御庭から田安御館に立ち寄り、その御座間において当主の田安慶頼（一八二八―七六）と対面した⁽²⁴⁾。慶頼は、当時將軍の後見職を務めていた。

(イ) 植溜

植溜は、田安御館と清水御館の南面と吹上御庭の北東面の間にあった。その敷地は、東西に細長い長方形を呈していた。江戸東京博物館蔵「江戸城植溜勢子稽古之図」によると、植溜には馬場と射場があった⁽²⁵⁾。「事蹟」万延二年（文久元年／一八六一）三月一日と九月二〇日条では、家茂による槍術や剣術、野試合などの御覧があったことを記す。

(ウ) 竹橋御飛地

竹橋とは、本丸大奥の北側の内壕（平川濠）に架かる橋である。竹橋の西詰には竹橋門があった。「事蹟」万延二年三月一日条によれば、家茂は竹橋御飛地の所々を廻り大砲を視察した。

(エ) 五拾三間御馬場

天守台北側には北桔橋門がある。五十三間櫓と多聞は、同門の東南側の平川濠に沿った内郭側に築かれた。この櫓の南手にある東西に細長い敷地は、五十三間御馬場と呼ばれた。

「事蹟」文久二年九月二七日条によると「平川口御門より三之丸前ニテ御下馬被遊直ニ五十三間御馬場へ被為入、又候御乗馬御稽古被遊」とあり、五十三間御馬場で乗馬の稽古が為された。「事蹟」では、安政期と文久期に計四日、家茂が同馬場に訪れたことを記す。その際に家茂は、乗馬の稽古を見るなどした。

(オ) 三ノ丸

三ノ丸は内郭の東北角に位置し、平川濠を挟んでその南西側に二ノ丸があった。三ノ丸の御殿は寛永二〇年（一六四三）に築かれた。その後、一度の焼失、三度の普請を経て、年代は明確ではないが解体された後、御殿がない状態となった⁽²⁶⁾。

「事蹟」によると、家茂は文久二年の一月から四月の間、計九日にわたり三ノ丸に入った。同所には馬場と馬見所、角場⁽²⁷⁾があった。「事蹟」文久二年一月四日条によると、三ノ丸は射撃場としても使われた。家茂は、馬場で馬に乗り、馬見所で鉄砲や百目筒（大砲）の発射を視察した。同条の但し書きによると、三ノ丸に馬場が出来たのはその前年の冬であり、土手を築造して御鉄砲御稽古所とされた。

(カ) 表御庭

本丸御殿の表向とは、同御殿において公の儀式を行うための部屋を中心に、諸大名や諸役人が控えたり執務をしたりする部屋などを備えた御殿南側の一面のことである。表御庭は、表向の周囲にあった庭と見られる。「事蹟」文久二年三月一八日条によれば、家茂は、同庭の馬見所へ入り乗馬をした。その後は、犬追物を観覧し、剣術・野試合を視察した。

(キ) 吹上御庭

〈成り立ちと構成〉

「守囊」の「吹上御庭濫觴」の項目によると、吹上御庭は宝永二年（一七〇五）に普請が始まり翌年に出来た。「手伝」³⁰は、黒田甲斐守・有馬玄蕃頭・松平大和守・稲葉丹後守の四名が担当した。「訪古録」によると、吹上御庭の敷地規模は、その当時で一萬四千七三四坪であった。その後拡張され、幕末には九〇万三千八六九坪に及んだ。

「訪古録」では、初めに吹上御庭の全体像を説き、吹上御庭の中を、敷地の北から南にかけて「田地」「広芝」「新構」の三つに区分する。それらの区分の内に、花壇・旧花壇・狸山・上覧所などが設けられていた。広芝を挟んで北側には地主山、南側には木賊山と呼ばれる丘があった。東西に延びる地主山と木賊山の丘筋が、広芝と田地、新構を区画する。吹上御庭で使われる水は、半蔵口より引かれ、田地・広芝・新構へ流入し、それぞれの飛泉・渠添・池沼となった。

「守囊」の田地の項目によると、同地は千四二五坪五合であり、七つの畝に四つの段があった。田地の流路は享保三年（一七二一）に設けられた。「訪古録」の田地の項目によれば、その称は、敷地内に多くの水田があったことに由来する。

地主山は、「守囊」の同項目によると、宝永七年一〇月にその標高が定まったと言う。同山には清水観音堂が設けられたが、享保八年四月に本尊を別置して取り壊された。

木賊山に関しては、「守囊」に「木賊山下」の項目があり、享保二年四月に出来たとする。木賊山は千四二五坪ほどの田地であり、四つの段差をもつ七つの畝からなる。木賊山の田地の北側に沿って流れる流路は享保三年、下滝はその前年に設けられた。

〈利用の実態〉

「事蹟」では、吹上御庭について言及する際、単に「吹上御庭」と記す場合と、吹上御庭の特定の箇所を示す場合とがある。ここでは前者の場合について述べる。「事蹟」の文中では「吹上御庭へ被為 成」との記述が頻出する。一方で、本丸から吹上御庭へ至る道程については言及されない。

「昭徳院実紀」の安政六年（一八五九）一〇月二日条には、「御庭口より、西桔橋通、吹上御成御門より被為 成」とある。ここから吹上御庭への御成に關しては、本丸表と本丸大奥の中間北寄りの西側にあった西桔橋を渡り、吹上御門から御花壇馬場南側の大道に入るといふ道筋が知られる。但し「直二」広芝（「事蹟」万延二年一〇月三日条）や元馬場（同文久二年五月一日条）に入るといふ記述が僅かにある。

一日の間に家茂は、吹上御庭内で場所を変え、様々な使い方をしていた時がある。例えば「事蹟」万延二年六月二日条によると、四半時過に吹上御庭に入った家茂は、一旦紅葉御茶屋に寄った。その後、御花壇馬場に移動して大的を見た。それが済むと広芝に入って大輪を含む乗馬を見て帰った。

吹上御庭を足掛かりに江戸城内郭の周りを巡る場面も見られた。「事蹟」万延二年三月一日条によると、まず九時前に吹上御庭へ入った家茂は、半蔵口御門から代官町を通り、清水御館と田安御館の間の道を通って植溜に入り弓馬の稽古を見た。それから家茂は植溜を出た後、東の方へ通り抜けて竹橋の飛地へと移動した。同飛地の所々を廻り大砲を見た家茂は、竹橋御門、平川御門、西丸下御廐の役宅表門前を経由して、土手寄りの門から庭を通り抜けて西丸の座敷へと至った。そこで代々の鞍と鐙を見た後は、西丸下御廐に入り馬を見た。続いて同廐にある馬見所に上り、御供の御目付らへ乗馬を命じた。そして同じ行程を戻り、平川御門から本丸御風呂屋口を通じて帰った。

吹上御庭が火事の際の避難所として使われた事例は、「事蹟」安政六年一〇月一八日条に見られる。同一七日の七時過ぎ、本丸中ノ口の辺りから出火し、本丸御殿が炎上した。その際、家茂は即刻吹上御庭に逃れて西丸に入った。

「訪古録」によると、「鳥籠」が吹上御庭の「瀧見茶屋ノ背ニ在リ」とある。「事蹟」文久二年五月二日条には、鳥籠の取り扱いについて、家茂が「鳥籠ハ無益之物全う御慰之為」先代から譲られたものを残して、全て鳥籠を取り払うよう命じたとある。

吹上御庭には、複数の御茶屋があった。「事蹟」には、単に「御茶屋」と記す以下の事柄がある。家茂が吹上御庭に入った際には、一旦御茶屋に入り着替えをした。かような行動は、安政七年から文久二年にかけて計一〇日認められた。

御茶屋は、一日のうち二度にわたって使われることがあった。「事蹟」万延二年一〇月一九日条によると、五半時頃に吹上御庭元馬場へ入った家茂は、闊的を見た。その後一旦新御構御茶屋へ入り、再び元馬場へ戻り闊的を見た。そしてまた家茂は御茶屋に入り、野服へ着替えて庭の所々を廻った後、帰途に就いた。

(キ) ① 上覧所

〈概要〉

「訪古録」によると、上覧所は正徳年中（一七一―一五）に設けられたのが最初である。山王社と神田社の祭事や朝鮮馬場での調馬、三奉行（寺社奉行・町奉行・勘定奉行）による公事裁許等に使われた。同書「吹上役所」の項目によれば、吹上役所は上覧所の北長屋にあった。

〈利用の実態〉

「事蹟」安政六年四月九日条によると、上覧所において公事裁許が行われた。同年から元治元年までの間に、上覧所では騎射の上覧が行われ、田安慶頼との対面も行われた。

元治元年一〇月七日条によれば、三番頭をはじめとした家臣団による行軍や乗馬、歩兵銃隊の訓練の御覧があった。また同二年二月一九日条では、織殿で剣槍の御覧があったとする。

(キ) ② 瀧見

〈概要〉

「守囊」の「瀧見御茶屋御庭共」の項目によると、瀧見御茶屋は、宝永八年（一七一二）二月に普請を終え、翌月にその名が付けられた。享保一四年には白鷺と鷹が放し飼いされた。瀧見御茶屋の泉水は九二〇坪であった。そのうち水面と中島が五三坪ほど、滝の流下に広がる砂利が三五〇坪を占めた。寛政一二年（一七九九）には、古田備中守が雪見形の石燈籠を献上した。

「訪古録」の「瀧見ノ茶屋」の項目には、茶屋の前は水に面しており、その左側に飛泉を望むとある。「瀧見瀧」は、高さ一丈余りで、京都の清水音羽（音羽山清水寺）の滝を模したと言う。瀧見瀧の両脇には怪岩奇石が数多くあった。瀧見にある池は「瀧見ノ池」と言った。

〈利用の実態〉

文久三年一月から元治元年一月にかけて、吹上之者の銃隊による訓練の御覧が計二日あった。元治元年九月一二日条によると、瀧見御芝間において、講武所槍剣方や砲術方らによる訓練の御覧が行われた。

(キ) ③ 御花壇馬場

〈概要〉

「守囊」によると、御花壇馬場は、享保七年に新しく築かれた。大きさは長さ六五間、幅三間であった。御花壇馬場の上覧所は享保一九年、吹水はその翌年に設けられた。「訪古録」の「花壇」の項目では、四季の花草が花壇に植えられ、なかでも春秋の牡丹と菊が咲く頃に最盛期を迎えたとする。「花壇茶屋」では諸藩主らによる調馬の御覧があった。

〈利用の実態〉

家茂による御花壇馬場の利用頻度は多かった。安政六・七年、万延二年、文久二年の間には、御花壇馬場へ計二六日訪れた。利用の目的は主として馬事に関するものであった。家臣に乗馬、大的などの馬術を命じることが多々あった。また、幕府が馬産地である盛岡藩と仙台藩から毎年購買した馬（仙台御用馬・南部御用馬）の上覧が行われた。これらの行事の際には、所々庭を巡覧することが希にあった。安政七年九月七日条によると、田安慶頼との対面が行われた。

(キ) ④ 諏訪御茶屋

〈概要〉

「守囊」によると、寛政八年に諏訪御腰掛の二畳敷「元間」が出来た。寛政一〇年には腰掛の「出間」が建て増しされた。さらに享和二年（一八〇二）には大ニ畳敷の御間御門が建て直された。「吹井筒」は、同年に御成御門より移された。「訪古録」によると、諏訪御茶屋の称は、元々その正面左側の小山に諏訪社（「守囊」では「諏訪御宮」）があったことを由来とする。

〈利用の実態〉

家茂は万延二年と文久二年に、諏訪御茶屋を計六日訪れた。いずれの時も、一日の間に花壇馬場や広場などにて、大迫者や大的、御鷹（鷹狩）、御騎射を前後して行う際に入った。これらの行事が終わった後、庭の所々を廻ることも

あった。諏訪御茶屋では、家茂が服を着替えることがあった。

(キ) — ⑤ 紅葉御茶屋

〈概要〉

「守囊」によると、紅葉御茶屋は宝永三年七月に「教寄屋」と共に築かれた。享保四年には、本丸より藪田八助⁽⁴⁴⁾を呼び、手水鉢を据え、竹垣・柱垣を構えて、さらに掘割が施された。寛政七年に「千秋亭」の書が掛けられた。紅葉御茶屋の「泉水」の大きさは、三千七百五十坪あまりに及んだ。そのうち中島の範囲は三百坪であり、寛政三年に長さ七尺半、幅九尺の橋が架けられた。「訪古録」によれば、「三間橋」とは、紅葉御茶屋と広芝に伴う大池に設けられた寛政滝との間にある橋のことである。

〈利用の実態〉

家茂は安政七年、万延二年の間に、紅葉御茶屋を計二日訪れた。いずれの時も、紅葉御茶屋は広芝で馬術を見る際に合わせて使われた。

(キ) — ⑥ 広芝

〈概要〉

「守囊」によると、広芝は一万三千七百坪の芝間であった。「訪古録」によれば、広芝と田地は、地主山の南にある柳林の北を以て区分される。その称は、敷地の中間が大きく広々とした野原になっていることによる。広芝の東南にある「大池」は琵琶湖唐崎の風景を模していると言う。大池の中には「中島」があり、「羽衣松」が三本、「群雲透シノ松」が二本植わっていた。大池の南岸に築かれた高さ一丈、幅六尺ほどの「寛政滝」は、古くからあった。同滝は、一旦水枯れたところ、寛政年間に小納戸頭取の高崎近江守が修理を重ねて行い旧状に復した。

〈利用の実態〉

家茂は、安政六年から元治元年の間に、広芝を計二九日訪れた。乗馬・母衣引⁽⁴⁵⁾・打毬・早乗・乗競などの馬術が行われた。広芝が大追物の場となった際、家茂は御置台で上覧した。

元治元年九月二六日条によると、家茂は、明番の小姓と小納戸一同を広芝に集め、甲冑を着て乗馬することを命じた。その前後には、茶菓を伴う休息を挟

み、三・四度の輪乗⁽⁴⁶⁾が行われた。その後には一同に対して將軍の御目見があった。また御置台⁽⁴⁷⁾は、騎射の上覧などのために使われた。

西洋大隊訓練や百目筒を用いた砲術の訓練なども行われた。文久二年五月一三日条によれば、九時過ぎに大番頭、御書院番頭、百人組頭、小普請支配持頭に対する御目見があった。その後、家茂は御置台に移り百目筒の視察をした。

これら一連の行事を終えた後、家茂が所々庭を廻ることもあった。

(キ) — ⑦ 元馬場

〈概要〉

「守囊」の「元馬場御馬 上覧所」の項目によると、元馬場の馬見所は、宝永年間（一七〇四—一）の初めに桜田御殿より引かれたものである。享保元年（一七一六）には、元馬場の庭が改修された。馬場の大きさは、長さ五五間、幅七間であった。「訪古録」の「旧馬場」の項目によると、毎年正月の初めに將軍による大的上覧が元馬場で行われた。

〈利用の実態〉

「事蹟」によると、家茂は数多く元馬場を訪れた。その日数は計三〇日であった。元馬場は、御弓場始御式（安政六年一月一日ほか）や大的上覧（同四月三日ほか）などの会場となった。

元馬場は、安政六年から元治二年まで断続的に使われた。その用途は御鷹、剣術・槍術・柔術試合、惣仕合（試合）、野試合、砲術、鬪^{くさし}的⁽⁴⁸⁾、草鹿の御覧、さらには大番士や三番頭に対する御目見などであった。安政七年一〇月二九日条によれば、剣術の上覧があった後、試合に参加した全ての者に対して「御庭拝見」が許された。

(キ) — ⑧ 新御構

〈概要〉

「訪古録」の「新構」の項目によると、新御構は吹上門から半蔵口までの中間にあり、その土地が旧勝田氏の館跡にあったことが称の由来と言う。「新構ノ茶屋」は、新御構の池の南にあり、略して新御茶屋と呼ぶことがあった。その傍には、臥龍梅があり「臥龍觀」の立札が掲げられていた。

〈利用の実態〉

家茂は、安政七年から文久三年の間に計一二日新御構を訪れた。そのうちの七日は、新御構に一旦入った後、元馬場など別の所へ移動している。新御構では、小普請支配の者の御目見や新御茶屋での野服への着替え、脇馬場での大的・乗馬の御覧などが行われた。文久三年一月一五日条によると、家茂は、本丸が炎上した際に直ちに新御構へ避難した。その後、徳川三卿の一つである清水御殿に移った。

(ク) 山里

〈概要、利用の実態〉

江戸城の山里は、道灌濠と西丸御殿の間にあった。その北東側には紅葉山があった。安政六年一〇月一八日条によると、家茂は、本丸御殿が炎上した際、吹上御庭と山里を通って西丸に入った。安政期（一八五四―一八六〇）と元治期（一八六四・五）には、大的や半的、乗馬、砲術の視察、御馬御召初などのために使われた。また元治二年四月五日の条によれば、大名に対して山里御庭の拝見が命じられた。大名達には、梅之御茶屋で酒や吸物、菓子が出された。その際、家茂の御目見があり、將軍自ら大名の盃に酌をし、種々の会話を交した。

(ケ) 西丸下御殿

〈概要、利用の実態〉

西丸下御殿は、西丸大手門の東側に設けられた「西丸下」の南端辺りにあった。⁽⁵⁰⁾万延二年三月一日条によると、家茂は、西丸下御殿で一通り馬を見て馬見所へ行き、そこで家臣に乗馬を命じた。

(2) 江戸城近辺の庭

(コ) 浜御庭

〈概要、利用の実態〉

浜御庭の前身は、承応元年（一六五二）、三代將軍・家光の三男である松平綱重に下賜された甲府徳川家の下屋敷である。宝永六年、五代將軍の徳川綱吉に子がいなかったことから、綱重の嗣子である綱豊が、將軍職を継ぎ徳川家宣となった。その結果、甲府徳川家の下屋敷は將軍の別邸となった。⁽⁵¹⁾

「事蹟」安政七年（万延元年）二月二日条によると、家茂は浜御庭へ御成し、

御鷹野とした。文久三年から元治元年にかけて家茂は、魚釣りや食事、馬見所での大的上覧、大砲の訓練、老若衆・側衆の御目見、庭の周廻のために浜御庭を使った。

文久三年二月二七日条によれば、家茂が大坂へ向かうための船の出発地となった。⁽⁵²⁾

(サ) 赤坂御館の庭

〈概要、利用の実態〉

家茂は、弘化三年（一八四六）閏五月二四日、江戸城外郭に近接した紀州徳川邸すなわち赤坂御館で生まれた。四歳の時には、紀州藩一三代藩主となり、安政五年六月には、將軍職に就く為に江戸城へ入った。⁽⁵³⁾

「事蹟」嘉永六年（一八五三）三月八日条によれば、ある家臣が御目見の際に、赤坂御館の庭で捕まえた「さいかち虫」（カブトムシ）二匹を献上しようとした。その際、家茂（慶福）⁽⁵⁴⁾が、どこで採取したかを尋ねたところ、九十間御馬場であると答えたと言う。

また安政五年の条によると、家茂一三歳の春頃のある時、九十間御馬場に入り乗馬をした後、側向に打毬を命じ観覧した。打毬の様子は、万延元年の和歌山市立博物館蔵「打毬図」より知ることができる。同館蔵「赤坂御庭図画帖」には、九十間御馬場で打毬が行われている様子が描かれている。

なお「事蹟」万延二年四月二七日条には、「御外庭御馬場」で田安慶親と「御館之者」が馬に乗り打毬をしたとある。家茂は同所でそれを見た。

(3) 二条城の庭

〈利用の実態〉※概要は省略

(ア) 本丸

「事蹟」文久三年三月八日条によると、家茂は御本丸御殿に入った。元治元年三月八日には本丸を巡り天守台を訪れた。

(イ) ニ之丸

元治元年一月一五日条によれば、二度目の上洛に係る二条城への入城の際には、「役当之者御玄闈江御出迎、虎之間御板縁ニテ 下輿」したとある。同三

月七日条によると、参内のため施薬院に向かった際には、「御黒書院通り大広間御玄閣上ニテ御轅なげ二被為56 召56」とある。また同二月一二日条には、家茂は二条城の唐門から「梅崎」と呼ばれた馬に乗って南禅寺の塔頭・金地院（京都市左京区）に参詣した。同五月七日条には、大坂へ向かう際に「大広間通り殿上之間前御廊下ニテ御駕籠」に乗ったとある。

元治元年三月二七日条によると、「御休息西御縁下」にて、奥坊主・御用部屋坊主・土圭間坊主・奥六尺の者へ酒が与えられた。次いで四月一日条には、「御休息西御庭」に於いて、その日当番であった奥詰の者と前述の日に居なかつた土圭間坊主、六尺へ酒を与えたとある。さらに同八日条は「御休息御庭」に於いて、御指方と御納戸御番をはじめ、御徒目付と数寄屋坊主、表坊主に対して酒と肴を与えたと伝える。その際の差配は、御小納戸頭取が行った。

同二三日条によると、「御休息御庭」に泊まる奥坊主・御用部屋坊主・土圭之間六尺に菓子を与えられた。この時に初めて見えた者には酒が下された。

(ウ) 内郭

文久三年三月八日条によれば、家茂による「御多門之御武器類 御覽」があった。その後、所々を見て回り、「御本丸外廻り稲荷曲輪通り、御庭口より還御」した。同二日から元治元年四月二四日までの間には、御厩58で乗馬が計一三日行われた。そのうち元治元年二月一八日条には、御厩において一橋慶喜と公卿の橋本実麗と一緒に乗馬をする予定が、あいにくの天気で延引となったことを記す。

同じ期間において場所の表記がない「御乗馬」が計五日あった。そのうち文久三年四月四日条には、家茂が一橋慶喜とその従者、松平吉保、老若御用掛衆、御目付に乗馬を命じたとある。同様に家臣へ乗馬を命じるとは、元治元年三月一日、同二六日にも行われた。

3 分析

本章では、前章に挙げた「事蹟」における庭の立地と使い方から、庭の用途と庭利用に見られる対人関係とを引き出し、それらの実態を分析する。ついで、前章と内容が重複する箇所があることを予めお断りする。

(1) 庭の用途

家茂による庭の用途としては、公事裁許、対面、上覧など、御成の発着地・入出港、巡覧・観覧、避難所、鳥類の飼育、昆虫の採取の八項目を確認した。以下、関係史料に基づき、各用途による庭利用のあり方を解明する。

(ア) 公事裁許

吹上御庭の上覧所は、公事裁許が行われる所として公に認知されていた。將軍は、三奉行（寺社奉行・御勘定奉行・町奉行）によって行われる公事裁許を聴聞した。そのことは、「公事上聴・上覧」「吹上上聴」などと言った。⁵⁹ 上覧所で行われる裁許の範囲は、三奉行の各管轄に基づいていた。⁶⁰ 三奉行による訴訟の審査と採決は、老中や若年寄をはじめとした重臣、御傍衆、関係諸役人も陪席して聴聞した。

上覧所における公事裁許の記録については「文政八酉年四月廿五日於 上聴公事人呼出之記」⁶¹がある。この記録からは、寺社奉行の松平伯耆守ら、御勘定奉行の石川主水正ら、町奉行の榊原主計頭らによる刑事（吟味物）・民事訴訟（出入物）の件名と担当者、訴方・相手の名などが確認できる。公事裁許後、三奉行は老中が列座する芙蓉之間で労われ、時服を賜った。⁶²

上覧所で行われた公事裁許の様子については、東京都立図書館蔵「千代田之御表 於吹上公事上聴ノ図」⁶³が参考になる。但し、江戸幕府が終わった三〇年後に作成された錦絵であるだけに、現実味を帯びない。この浮世絵には、障子が外されて大きく間口が開いた上覧所の建物前面に、白州の庭が描かれている。階が備わった建物の床上には、三奉行と陪席の武士が座る。將軍は、建物の奥に掛る御簾の奥から裁許の状況を眺める。横縞の紺白幕で囲われた白州には、筵に座る遊女の傍に武士や付き添いとみられる遊女が描かれる。上覧所の横を仕切る幕の奥側には、吹上御庭の築山に植えられた松が垣間見える。

このように吹上御庭の上覧所は、江戸幕府の司法に関する重要行事が行われる場であった。通常は、將軍専用である吹上御庭も、公事裁許の際には庶民らの立ち入りがあった。してみると、当時の世間一般の認識として吹上御庭の第一印象は、公事裁許の場であった可能性がある。

(イ) 対面

將軍と家臣との対面、いわゆる御目見（謁見）は、通常本丸の表向・中奥で行われた。応接の間としては、公式の行事に白書院、日常的に黒書院を使う傾向があった。將軍へ御目見えする際の部屋と座席は、役職ごとに事細かく規定されていた⁽⁶⁴⁾。また將軍の謁見は、御簾を通して行われるものであり、大名の中でさえ將軍の顔を拝することができない者があった。元來將軍は、近習でさえ容易に近づけない「見えない」存在であった。

將軍との対面が行われた庭としては、御花壇馬場、広芝、元馬場、浜御庭がある⁽⁶⁶⁾。御花壇馬場において家茂は、田安慶頼と二度対顔した⁽⁶⁷⁾。徳川三卿の一つ田安家の当主との対面は、家格と面識からすれば不自然ではない。また当時の慶頼は、將軍後見職を務めており、家茂と極めて近い存在であった。俄かに面会の場を御花壇馬場にしたと見られる。

「事跡」元治元年（一八六四）九月二六日条によると、広芝において小姓と小納戸一同による輪乗の後、將軍に御目見した。元馬場については、文久三年（一八六三）一〇月六日条に、御馬見所前で大番と両番（書院番・小姓組番）の番頭が御目見したとある。浜御庭では、元治元年九月二六日の家茂の御成に際して出迎えた老中、若年寄、側衆に御目見が命じられた。

庭での謁見は、主に近習に対して俄かに行われていたようである。総じてその回数は少なかった。また謁見の場所は、庭のどこでも良いという訳ではなく、元馬場の御馬見所前などに限られていたと見られる。

(ウ) 上覧・御覧・御覧・御覧・御覧

上覧もしくは御覧、歓待などの内容は多岐にわたる⁽⁶⁸⁾。五十音順で掲出すると、犬追物、飲食・食物の下賜、御鷹、弓術、劍術、行軍、購買馬、着替・滞留、魚釣、柔術、惣仕合（試合）、槍術、野試合、馬術、砲術などであった。これらの用途を目的ごとに整理すれば、年中行事、軍事、歓待・遊樂に大別できる。江戸城では、月次御礼や五節句などの年中行事が行われた。年中行事の多くは、室内で行われたり、参詣という形が採られたりした。庭で行われた年中行事としては、正月の大的上覧、騎射、花壇御馬場での購買馬の上覧がある。

庭が大いに利用されたのは、訓練を交えた武術や軍事面である。犬追物や御

鷹については、敷地の広さに余裕がある広芝、元馬場、浜御庭が使われた。但し犬追物については、表御庭のような御殿周りの土地でも行われた。表御庭は、野試合の際にも使われた。

弓術は、植溜、元馬場、御花壇馬場、山里、浜御庭で実施された。元馬場は、柔術と惣仕合、野試合の会場にもなった。野試合は植溜でも行われた。劍術は、植溜、表御庭で行われ、上覧所織殿、瀧見御茶屋、元馬場では槍術も行われた。馬事で使われた箇所は、最も多様であり、五十三間御馬場、三ノ丸、上覧所、御花壇馬場、新御構、広芝、山里、西丸下御厩、赤坂御館、二条城であった。母衣引や打毬のように大きな動きを伴う馬術は、広芝などのような大きい敷地の庭が用いられた。上覧所では行軍も行われた。砲術は馬術が行われた箇所に加えて、竹橋御飛地、瀧見御茶屋、浜御庭が使われた。

一般的に造り庭の主たる用途と見なされる歓待・遊樂のうち、飲食・食物の下賜は山里、浜御庭、二条城休息庭などで実施された。浜御庭では、魚釣が行われた。

これらの行事の際には、着替・滞留のために、紅葉御茶屋、諏訪御茶屋、新御構茶屋が使われることがあった。

(エ) 御成の発着地・入出港

浜御庭は、塩入の庭と呼ばれる通り、庭池と海とが繋がっていた。その立地条件を活かして、浜御庭は、江戸と大坂を行き来する軍艦までの区間を中継する御端船（小舟）の港として用いられた。

一例として「事跡」文久三年二月二七日条によると、家茂は上洛の際に軍艦で大坂へ向かうため、四時過ぎに田安御館を出発し浜御庭に向かった。家茂は、浜御庭で食事をして程なく御端船で出航し、八半時頃には品川沖に出た。そこで御召船・翔鶴丸に乗り換えて、浦賀港で一晩停泊した。

「事跡」には、二条城から御成する際の出入口として庭が使われた事例が見られる。その一つは元治元年五月七日条に記されている。家茂は、江戸府内に帰るため、二条城を出発する際に殿上之間前の廊下に面した庭から駕籠に乗り込んだと見られる。ここから將軍の御成の際の出入口は、遠侍の玄関に限らなかった可能性がある。

(才) 巡覧・観覧

吹上御庭では、御花壇馬場で二回、広芝で三回、浜御庭で二回の家茂による巡覧が行われた。二条城で行われた家茂による巡覧は、二回である。巡覧の内容については、いずれも「所々」とあるだけで詳しい記述はない。

家臣による吹上御庭の観覧については、第二章に述べたように、元馬場における剣術の上覧の出席者に対して許された事例がある。また、『南紀徳川史』三の安政七年（万延元年／一八六〇）庚申九月十五日の項によると、御三家をはじめとする諸大名は、月次御礼で登城した後、吹上御庭の拝見が申し付けられた。大名らは、飲酒や食事をした後、広芝見物所において母衣引を見た。御三家による吹上御庭の拝見は、一代將軍家斉の時代から行われていた。寛政四年（一七九二）閏二月二十八日、御三家の当主・世子により吹上御庭の見物がなされた。⁷³

諸大名による拝見の事例は、「文久二年壬戌五月十五日 筑前守様吹上御庭御拝見一件」⁷⁴にも記されている。松平筑前守（前田慶寧・後の金沢藩主）をはじめ大広間席の面々は、月次御礼の後、家茂より吹上御庭の拝見を申し付けられた。同史料の会記によると六ヶ所の御茶屋が使われた。紅葉御茶屋の寄付の床は、二幅が対となった掛物と壺で飾られた。同所の茶所では、風炉を使って薄茶が振る舞われた。瀧見御茶屋の床は、三幅の掛物で飾られた。同所では小漬などが出された。広芝で母衣引、上覧所で乗馬の見物をした後、床を一幅の掛物と茶入れて飾った御花壇御茶屋において、酒などが出された。諏訪御茶屋の床は、掛物と茶入れに加えて、硯箱や絵巻物、山水画で飾られた。並木之御茶屋の床は掛物、棚は歌書などで飾られた。田舎御茶屋も掛物などで飾り付けられ、「鹿末之御茶」と柿が出された。

前述の寛政四年に行われた御三家による見物と併せて考えれば、六ヶ所の御茶屋の間を移動する中で、吹上御庭内の池廻りや丘などを歩き、景色を眺めたものと推察される。

吹上御庭は、御台所（正室）や大御台所（先代の正室）らによっても使われた。三田村鳶魚「御殿女中の研究」によると、家茂は、正室である和宮、天璋院（一三代將軍家定の正室）と共に、花見のため吹上御庭へ行ったと言う。⁷⁵この時は、

家茂が瀧見御茶屋、和宮が諏訪御茶屋、天璋院が御花壇御茶屋に入り、一緒に花見をした。模擬店が出されることはなく、料理は御膳所から持ち運ばれた。御台所らとの花見は、五十三間馬場でも催された。

「事蹟」によると元治二年には、家茂から諸大名へ山里御庭の拝見が命じられた。浜御庭については、文久二年八月一六日の勅使による観覧が確認できる。一方、家斉の時代には、御三家を始めとする諸大名から側衆、御台所や大奥の女中らが、吹上御庭へ招かれたと言う。⁷⁶

二条城二之丸の池庭（現在の特別名勝二条城二之丸庭園）の巡覧、観覧については、「事蹟」と「昭徳院殿御実紀」と共に記述が見られない。

以上のことから見て、將軍以外による庭の観覧は、將軍が招いた者に限られていた。

(力) 避難所

西丸の出火の際に山里、本丸の火事の時に新御構がそれぞれ最初の避難所となった。

(キ) 鳥類の飼育

瀧見御茶屋の背面に鳥籠を常設し、鳥類が飼育されていた。文久二年五月には一部を除いて除去された。

(ク) 昆虫の採取

赤坂御館では、「さいかち虫」を採取したことが確認できる。

(2) 庭の利用に伴う対人関係

本節では、吹上御庭を中心に、庭利用を通じた家茂の対人関係を分析する。

(ア) 身分

江戸城本丸に於ける入室の範囲、儀式での座席の位置は、深井雅海氏の研究に示されるように、⁷⁷武士の地位や家格に応じる厳密な取り決めがあった。関連して吹上御庭の利用についても、一定の秩序があったと見られる。

公事裁許の際、吹上御庭の上覧所の建物に入ることが出来る者は、裁許の内容により異なるが、將軍と老中、三奉行、担当の役人達に限られた。座席も地位と役職に応じて決められていた。その一方で、上覧所の白州には、訴訟方・

相手となる市井の人々が入場した。神田明神祭礼と山王祭礼の山車行列の上覧の時には、庶民が上覧所の前にまで入る機会があった。

一例を挙げれば、安永九年（一七八〇）六月一日に一〇代將軍家治が山王祭礼⁽⁷⁹⁾、享和元年（一八〇一）九月一日に二代將軍家斉の御台所・茂姫（広大院）が神田祭礼⁽⁸⁰⁾を、それぞれ吹上御庭の上覧所で見物した記録が残る。これらの祭礼の際は、江戸城内郭の吹上御庭西側を沿って山車が通行した。また御台所、大御台所を始めとする大奥の一部の者達は、花見など遊興を目的として、吹上御庭に入ることがあった。

乗馬は、吹上御庭の様々な所で行われた。事例は多くないが、譜代大名や高家（「事蹟」安政六年一〇月一日条）、布衣以上の役人（同七年九月七日条）が乗馬する場合は、御花壇御馬見所を使った。

以下の者達が乗馬などを行う場合は、広芝や元馬場、新御構を使った。犬追物の担当は、小笠原鐘次郎と弟子共であった⁽⁸¹⁾。母衣引などの高度な馬術は、御側廻御馬御相手掛が行うことがあった。その他の武術は、多くの場合、番方（大御番、御書院番、御小姓組番、新御番、小十人）が実施した。個人としては、槍術に奥詰の小南鉦次郎⁽⁸²⁾、劍術に柳生但馬守らの名が見える（「事蹟」万延二年九月二〇日条）。

家茂は、家臣に乗馬を命じる際、自らも乗馬する場合があった。「事蹟」安政六年五月九日条によると、家茂が自らの乗馬の相乗りを御小姓に命じたことが知られる。文久二年九月二七日条には、家茂が五十三間御馬場で乗馬の稽古をした際、随伴する御番方の中で、自らの乗る馬に駆け続けることができた者に、褒美を取らせたとある。文久三年四月四日条には、厩曲輪馬場で自ら馬に乗った家茂が、一橋慶喜や、京都所司代の松平容保に乗馬を命じたとある。

（イ）下賜

下賜は、將軍と家臣との主従関係を確認するやり取りの一つであった。吹上御庭に於ける武術などの披露の後は、多くの場合、技を披露した者達へ禄が下された。武術等の実施に於いては、家茂が好みの者を選び、参加者の中で競わせて特別に禄を与えることもあった。元馬場における御弓場初御式の際には、全ての弓を的に当てた者に時服が下された（「事蹟」元治二年一月一日条）。

また、二条城の御休息庭では、奥詰や坊主衆等に酒や肴が振る舞われた。

將軍からの褒美として、諸大名へ庭の拝見が許され、食事が振る舞われることがあった。「事蹟」元治二年四月五日条によると、山里御庭の拝見を命じられた大名が、梅之御茶屋で家茂にお目見えした際、將軍自らが盃に酌をして、会話をした。

かつて將軍は「見えない」存在であった。しかし家茂は、国事に奔走する中で、かなり身分の低い家臣までも労った。それは、新たな將軍像を数多くの幕臣に示した。結果、幕臣達は家茂に忠誠心を示し傾倒することになった⁽⁸⁴⁾。

（ウ）随伴

「事蹟」と「昭徳公御実紀」では、家茂による吹上御庭への御成に関する記述の冒頭に「御供揃二而」とある。これは、吹上御庭などへの御成に、御側向の者が同行した事を示す。將軍の行動に随伴の者が付くのは当然であるため、同行の者についての情報はあまり記されていない。

御成の随伴者の中には、吹上御庭の敷地内に勤務する者がいた。御鷹に関しては、番方に加えて鷹師が随伴した、享保一六年（一七三一）には吹上御庭に鷹部屋があった⁽⁸⁵⁾。江戸幕府は、吹上御庭や浜御庭、小石川御薬園などの支配下にある苑池と別館を担当する「幕府苑池別館役人」を置いていた⁽⁸⁶⁾。その中に吹上御花畑奉行（吹上奉行）や浜殿奉行などがいた。

吹上御庭を例に挙げれば、同庭には若年寄支配の吹上御花畑奉行と同添奉行が各二名ずつ置かれた。吹上御花畑奉行は「吹上御庭の事一切に関する、御庭向、御花壇、築山、泉水植込、蒔込、手入の指揮、御茶屋向一切」を担当した、同奉行の指揮下には、実働部隊と言える人々もいた⁽⁸⁷⁾。「事蹟」元治元年九月一二日条には、瀧見御芝間で小砲手前を見た番方らと共に、「吹上之者詰合」の記述が見える。

「事蹟」元治元年二月五日条によれば、山里御角場において、將軍の傍に仕える奥詰、奥坊主、御庭之者、奥六尺が砲術を見るように命じられた。

4 考察

(1) 庭の種類

江戸城の庭は、内郭に絞ると建物群の周りがある庭と、吹上御庭に大別される。その中で西丸の西側に設けられた山里は、造り庭⁸⁸⁾であった。一方、吹上御庭では、上覧所や複数の茶屋が広大なその敷地内に取り込まれていた。造り庭はそれら茶屋に伴って築かれていた。

「訪古録」は、吹上御庭を「田地・広芝・新構」の三つに大別する。それらの大区分と「守囊」の吹上御庭に関する記述を照合すると、大区分の「田地」は、上覧所、花壇などといった小さな区分の集合体である。「広芝」と「新構」も同様である。つまり吹上御庭には、大区分の庭が小さな区分の庭と建物を包括するとした構図が見られる。ここで言う区分とは、「江戸城御吹上総絵図」(図2)を見て分かるように、必ずしも塀や柵などの物体によって仕切られてはいなかった。それは、緩やかな概念としての境界であった。

利用面から見ると、吹上御庭を構成する多くの庭は、独立していた訳ではない。個々の庭や建物は、將軍の要求に応じ、組み合わせられて使われることがあった。例えば、「事蹟」万延二年(一八六一)六月二二日条によると、家茂は、同日の最初に紅葉御茶屋へ入った後、御花壇馬場で大的を見て、広芝に移り大輪を見た。また、文久二年(一八六二)五月一五日の松平筑前守をはじめとする大広間席の面々による吹上御庭の拝見では、六ヶ所の御茶屋が同時に使われた。

家茂による吹上御庭の利用実績を見る限り、瀧見御茶屋や諏訪御茶屋、御花壇御茶屋などに隣接して築かれた造り庭の使用頻度は少なかつた。それらの御茶屋は、御花壇馬場や広芝と併せて使われることがあった。造り庭を使った遊興や鑑賞についての記録も僅かであった。

造り庭の固有名称は、「訪古録」の見出しにも記されない。例えば紅葉茶屋の南側に見える造り庭は「大池」⁸⁹⁾とある。大池に伴う「中島」⁹⁰⁾や「寛政瀧」⁹¹⁾は、別途見出しが付されている。瀧見茶屋と御花壇茶屋の北西に見える造り庭も同様に、「瀧ノ宮ノ瀧」⁹²⁾とある。池や島・瀧を包括する紅葉茶屋庭園あるいは広芝庭園といった語の種類は、見当たらない。また本論に挙げた史料には、

回遊式庭園⁹³⁾と合致する記述が認められなかった。「田地・広芝・新構」の大別も、造り庭により包括されるものではない。実態を見る限り、家茂は、その時々必要に応じて、小さな区分の庭を組み合わせて使っていた。

そもそも江戸城の庭全体を公私にわたって使えたのは、將軍だけである。特に吹上御庭は、將軍自らの都合で使う性質の土地であった。公事裁許などに出席したり武術に参加したりする幕臣は、それぞれの役目に応じて、幾つかの小さな区分の庭を使つたに過ぎない。吹上御庭を回遊式庭園の様に見なすことができたのは、將軍の歓待を受けた特別な人々に限られる。庭の使い方は、個人の立場と観点により異なっており、「吹上御庭は回遊式庭園である」などと、一義的な結論を導くのは恣意的であろう。

一方、吹上御庭に当たる土地がない二条城は、建物群の周囲にある庭だけで成り立っていたことになる。造り庭は、二之丸御殿大広間の西側に設けられた池庭のみであった。

(2) 將軍による庭の利用

江戸城において將軍による庭の用途は、公事裁許や軍事訓練、歓待・遊樂、防災など多様であった。家茂による庭の利用の多くが軍事面に偏っていたのは、將軍在任時における国防の強化と関連している。家茂の將軍就任は、前例のない困難の渦中にあつたとは言え、遊興のために庭が用いられた事例も認められる。

時代を遡ってみれば、將軍としての在職期間が最も長かつた一代將軍家斉においても、吹上御庭は公事裁許や弓術、馬術に利用された⁹⁴⁾。また家斉が吹上御庭から御三卿の館へ行き、家臣に吹上御庭の観覧を許すこともあった⁹⁵⁾。なお、家斉在任時の寛政三年六月一〇・一一日に行われた上覧相撲などは、家茂の在職中に催されなかつた。

二代將軍家慶における利用形態も先代と類似していた。天保一二年(一八四一)八月二五日には、吹上御庭で砲術の上覧があつた⁹⁷⁾。在任の期間は短い⁹⁸⁾が、一三代將軍家定も吹上御庭で公事裁許を聴聞し、弓術・馬術を見た。

吹上御庭は、將軍が城の内郭を通行する際の中継あるいは経由地点としての役割もあつた⁹⁹⁾。幕府の基盤が安定した江戸時代の中期以降は、將軍が城域の外へ出る機会は減り、主に山里や吹上御庭が御成の対象となつた。いわば江戸

城に縛られた状態の將軍にとって、建物群の周りにある庭でさえ数少ない屋外の行動圏であった。なおさら広々とした屋外での行動が許される吹上御庭は、將軍にとって貴重な場であったと言える。

以上のことから見て、家茂は、歴代の將軍による庭の利用を踏襲していた。また、家茂による將軍としての二条城の庭利用は、時代の要請による特例であった。

（3）庭と利用者の関係

庭と利用者の関係からは、時代の情勢に基いた將軍と幕臣との距離感を読み取ることができる。

家茂による庭の利用は、主にケ（藝）向きであったが、上覧所だけは公事裁許に見られるようなハレ（晴レ）向きに用いられた。幕臣が庭の拝見を命じられる場合、吹上御庭や山里は、御茶屋を使う飲食を伴ったハレ向きの催事の間となった。ケ向きの利用としては、御台所と大御台が、將軍と共に吹上御庭を訪れることもあった。一方、機会こそ多くなかったが、庭の拝見自体は、番方らにも許されていた。將軍の庭である吹上御庭に入ることが出来るのは、幕臣の中でも限られた者達だけであった。例外として、公事裁許と山王社・神田社の祭事の際には、市井の人々も吹上御庭の一部に入ることができた。

吹上御庭は、番方の御目見の場として使われていた。身分による庭の使い分けは、本丸御殿などに見られる明確さはなかった。庭内の行動は、確固たる身分差により制限されていたと考えられるが、將軍の身近で武術が披露され、その後録が下されるなど、御殿と比べれば將軍と家臣との近い関係が窺い知れる。

「事蹟」巻二には「御馬術御好被遊暑寒共無御懈怠⁽¹⁰⁾」とあり、家茂が無類の馬術好きであったことが知られる。家茂は、自ら乗馬をし、稽古もしていた。乗馬は、江戸城と二条城に加え、大坂城滞在時にも実施した⁽¹¹⁾。家茂は、自ら乗馬するだけに留まらず、家臣に様々な馬事をさせた。それは御馬方（御馬預）に加え、小姓などの近臣に始まり、広い範囲の番方、重臣や御三卿にまで及んだ。庭は、家茂が好んだ馬事をする格好の土地であり、家臣たちとの様々な交流の場となった。家茂が馬事を命じると、事後、家臣には禄が与えられた。家茂

による馬事の命令は、「俄二行われることもあり、武術の訓練と併せ「御好」の者が選び出されることもあった。家臣にとっては、將軍の前で武術を披露できる重要な機会であると共に、評価を得る場でもあった。特に近臣については、突如として命令が下されることもあり、緊張感があったと考えられる。

文久三年の家茂の上洛以降、軍事訓練が増加した。結果、江戸城内郭の各庭で砲術の訓練が活発に行われることになった。併せて、訓練に同行する人々の職種が奥詰や坊主衆など大幅に広がった。砲術の訓練には、御庭之者が参加することもあった。將軍による庭の利用は、各庭に詰める奉行らによって下支えされていた。

（4）江戸城と二条城の関係

分析の章で述べたように、家茂が江戸城において用いる庭の範囲と二条城の庭の敷地の規模は、大きく異なっていた。また江戸城の用途の多様さと施設の充実は、二条城と比べるまでもなかった。以下、江戸城と二条城の規模の相違が意味する所について考察する。

肥前平戸藩の第四代藩主・松浦慎信（一六二一—一七〇三）が著した『武功雜記』には、初代將軍の家康が、二条城の構えを「粗相」であると言った逸話がある⁽¹²⁾。「粗相」とした理由は、二条城が暫時の御座所であり、万が一落城しても取り返し易いよう設えたからである。

勝海舟旧蔵「二条大坂御城之記」では、二条城は將軍の上洛と参内に係る装束の支度に都合の良い宿城として、手狭であった上京正親町の館を移築したのが始まりとされる⁽¹³⁾。なお、同書の著者と成立年代は不明である。

これら二つの史料は、二条城の創設に関する伝聞の範囲を出ない。しかしながら、初代家康から三代家光、さらには家茂、一五代慶喜までの利用を辿ると、將軍にとっての二条城の主な役割は、上洛と参内のための一時的な宿城であった⁽¹⁴⁾。寛永初期の後、二条城の庭は、四代家綱から一三代家定まで將軍自ら二条城を利用することはなかった。江戸城と比較すれば二条城の敷地は著しく手狭であったとはいえず、その規模は約二七ヘクタールに及ぶ。

二条城本丸は、天守と御殿が共に火事で失われており空地の状態であった⁽¹⁵⁾。家茂が入城した際には、本丸が厩として使われている。管見では、大番が本丸

を何らかの用途に当てたと言う記録はない。おそらく御殿と天守なき後も本丸の敷地は、二之丸と同じく將軍の支配下であった。一方、二之丸を除いた外郭の大半は、寛永一二年（一六三五）から文久二年までの二二七年間、二条在番の居所としての建物（番頭屋敷・番衆小屋）と備蓄のための土蔵とによって占有された¹⁰⁶。

將軍が上洛しない間の二条城は、ほぼ二条在番の居所として使われた。そのような用途の変更があっても寛永元年から三年をかけて行われた改修時の規模は、江戸幕府の終焉の時まで保たれた。結果として幕府は、二条城に將軍の上洛と参内のための宿城以上の規模を求めなかったことになる¹⁰⁷。

さらに文久三年に家茂が二条城へ入る前には、手つかずであった二之丸御殿の周りにも建物が増築された。それは、家茂が滞在する間、江戸城で行われていた行事の一部を二条城で行うためであった。「二条御城二之丸御殿向并仮建物絵図」（本書三頁、参考図1）に描かれているように増築が行われたとすれば、二之丸御殿の中庭に当たる範囲は、家茂や近臣が用いる建物で占有されたことになる¹⁰⁸。また外郭の多くの範囲は、未だ番衆小屋が残されていた¹⁰⁹。以上のことから、家茂滞在中の二条城は、庭に当たる領域が少ない状態にあった。一定の敷地がある庭は、二之丸庭園の他に本丸の厩と外郭東端の厩馬場の程度であった。

元来、家茂にとって二条城の利用は、外国による開国の要求という一大事の対処のための一時的なものであった。結果として文久三年、元治元年、慶応元年と三度入城することになったが、いずれも二条城は仮の宿城として用いられた。

最初、家茂は滞京の期間を短く見積もっていた¹¹⁰。そもそも、江戸城に見られる多様な用途で二条城の庭を使う意図はなかったであろう。家茂による二条城での庭利用は、乗馬をしたり家臣に食物等を下賜したりするなど、最低限に留まった¹¹¹。そのことは、消極的な意味合いであったとしても、將軍自らによる二条城の庭の利用は、希少な実績である。

5 結論

（1）庭の基本的な二分類と区分

將軍家茂は、日常の生活において庭を度々使った。それは、「事蹟」に加えて他の史料からも裏付けられる。江戸城の内郭は、数多くの建物周りにある庭と、建物をも内包する庭の集合体である吹上御庭との二つに分類できる。西丸の西側に面する山里は前者に含まれる。関連して浜御庭は後者に類する。二条城には、建物周りの庭だけがあった。

吹上御庭は、三つの区分の庭に大別された。それら大区分は、さらに小区分の庭に細分された。小区分には、流れや丘などによる一定の分界があった。但し、全てに物体による明らかな境界があった訳ではない。区分とは緩やかな概念である¹¹²。

家茂は、江戸城とその周辺及び二条城の庭を、自らの意図により組み合わせ使った。その際に、建物周りの庭と吹上御庭とを庭の集合体として区別することはなかった。江戸城では、本丸から移動する際に、一旦庭に出て他の場所に移る必要があるため、双方の庭を組み合わせ用いるのが必須であった。つまり江戸城での家茂は、造り庭を単体で使う状況になかった¹¹³。

（2）庭利用に係る將軍の個性と時代背景

家茂による庭の用途は多様であった。主な用法は、公事裁許や軍事訓練と言った公の儀式、私的な歓待・遊楽のような行事であった。近世後期の將軍達は、容易に城外へ御成できる状況になかった。庭で乗馬をし、鳥を飼ったり釣りをしたりするといった將軍の行動は、いわば慰めの一環として家臣からの理解もあった。

將軍達は、庭の用途を前代から引き継いでいる場合があった。一方で各將軍の趣味や趣向の面で、各庭の使用頻度には、差があったようである。家茂が馬事の為に数多く庭を使ったのは、まさに彼の個性の表れであった。

家茂が將軍に就いたばかりの頃と比べると、万延元年（一八六〇）三月三日の桜田門外の変以降は、武術と砲術の訓練の件数が増加した。武術や砲術には、庭が多く使われた。その理由は、家茂の將軍在任時において国防の強化が必要

とされたことにある。

一方、家茂が将軍に在任した頃は、前例のない国難の渦中にありつつ、接遇の為に庭が用いられていた。また、二条城二之丸御殿の御座所西庭では、坊主衆達へ食物が下された。庭利用には、平時と非常時に関わらず、接遇や施しにより君臣の関係を確かめる意味合いがあった。

かようなことは、平和な時期と国難の時期といった時代背景などによる庭利用の変化と不変を示す。つまり庭には、各世代の所有者の個性や時勢を反映しながら、人間の一生を越える長期間にわたって継承されると言う性質がある。⁽¹⁰⁾

(3) 庭内で見られる特有の対人関係

家茂と家臣が対面する庭には、身分や状況による違いが見られた。但し本論では、その違いを明確に出来ていない。江戸城本丸では、縁や廊下、部屋より座席が細かく定められていた。一方、吹上御庭において将軍は、御置台の脇や御馬見所の前で番方と対面し、庭での武術の披露後に録を下した。それらのことから庭では、時に身分を度外視した近い距離による将軍との対面が許されていた可能性がある。

吹上御庭や二条城において、家茂は「俄二」に番方へ乗馬を命じたり、大名らと馬の相乗りをしたりした。それらの行動は、殿中での儀式の厳格さと比較すれば、緩く見える。

将軍が用いる造り庭には、江戸に江戸城山里の庭・吹上御庭の御茶屋群に伴う庭・浜御庭など、京都に二条城二之丸庭園があった。これらの庭は、日常の用に伴うものではなく、花見や大名らの招待など、特別な場合に使われた。造り庭の使用頻度は高くなかった。大名が吹上御庭に招かれ御茶屋で飲食をする際には、家茂自ら酌をして話しかけた。伝聞の範囲を出ないが、同庭での花見では、将軍自ら御台所に酌をしたと言う。将軍と家臣、親族との近い距離感が見られる。また、吹上御庭の一部には、公事裁許と一部の祭事において、市井の人々が入場することが出来た。

かようなことは、庭であれば殿中で実現し得ない将軍と多様な人々との近接が叶ったことを示す。以上を踏まえると、庭での将軍は、御殿内における規定から一定の自由度があったと見られる。

(4) 非常時の受け皿としての庭

吹上御庭は、本丸などの火災時に、将軍達が避難するための場所となった。そもそも吹上御庭には、火災防止の見地で元からあった宅地を除却して築造された経緯がある。⁽¹¹⁾ 吹上御庭が濠と相まって火災の広がりを防ぎ、災害時の避難所になることは、予め意図されていたと見られる。

一方、海外の国々から開国を迫られる中、全国での尊王攘夷運動の高まりを受けて、家茂は参内の為に、将軍として二九年ぶりに上洛した。その際の居所とされた二条城では、家茂の滞在に伴って、二之丸御殿の中庭に建物が増築された。この時期、当番の坊主衆の中には、御座所の西庭で寝泊まりしていた者がいた。これらのことは、庭が非常時に建物や工作物を築くためなどの用地と見なされていた実情を示す。

(5) 結び

家茂は、江戸城に見られる建物などの周囲にあった庭と、吹上御庭のような建物をも内包する庭の集まりとを一体のものに見なし、小区分の庭を組み合わせて使った。二条城の庭は、過大な不足を抱えながらも江戸城の延長線上で使われた。家茂は、造り庭を数ある小区分の庭の一つと見なし、特別視した節はなかった。

将軍の近臣は、日常の業務や武術の修練など、その時々々の将軍による要請を満たすために庭へ随行した。彼らは、修練などで自ら庭を使う機会もあった。吹上御庭に勤める者は、将軍の意思に沿うよう、多様な庭を組み合わせて使えるよう行動した。家茂が大名などを歓待する際には、吹上御庭の複数の御茶屋と造り庭が、大きい一括りの庭として使われた。

これらの事柄は、江戸城などの庭への観点（パースペクティブ）が、君臣の相互関係と状況により異なることを示す。庭は、将軍の主観、それぞれの家臣らの主観で捉えられていた。そして庭は、将軍と家臣らによる相互の作用（インタラクティブ）によって用途が定まり、双方の働きかけにより機能した。

家茂が滞在した時期の二条城二之丸御殿は、いわば江戸城本丸を模倣として、増改築の上で使われた。本論ではその経緯を踏まえ、江戸城の使用実態

を前提して、二条城の庭利用について考察した。仮に江戸城への考慮を欠いていたならば、本義を捉え損ねていたに違いない。してみれば同様のことが、浜御庭は勿論、他の近世に築かれた大名らの江戸・本国の城や屋敷の庭についても当てはまる可能性がある。延いては、様式論としての「大名庭園」の再考も想定されよう⁽¹⁸⁾。それらの点を考慮しても、武士の頂点にあった將軍の居所・江戸城の庭・建物の研究は、極めて重要となる。

庭は、日常生活を過ごす中で、利用者が互いの意思に基づき、組み合わせる使用を基本とする。茶屋や造り庭を回遊する使い方にしても、その一環である。多様な人々が様々な用途で使う庭に、「回遊式庭園」のような様式を当て嵌めるのは、固着観念と言わざるを得ない⁽¹⁹⁾。そもそも、庭利用の実態は、その時々状況と対人関係によって柔軟に変化することにある。時限的かつ流動的でありながら一定の形態を保って継承されること、それが庭に見出される恒久的な意味合の一つと言える。

おわりに

本稿では、將軍家茂による江戸城と二条城などの庭について考察した。庭利用の研究は、史料に記された土地利用と、現存する歴史遺産の活用とを地続きにし得る。

元離宮二条城事務所では、令和二年(二〇二〇)に『史跡旧二条離宮(二条城)保存活用計画』を刊行した。元離宮二条城の敷地の全ては国指定史跡の範囲に当たる。この報告書の主旨は、史跡の本質的価値の維持・継承である。同書の第三章第二節「地区区分」では、史跡指定の範囲を歴史的経緯や要素の分布状況に基づき、四つの区分により概要を記した。各区分は、さらに地区に小割りして、それぞれ変遷の経緯を述べた。この区分の設定の際、建物周りの土地に対して「庭」の呼称を用いた。

例えば二条城二之丸御殿車寄の南側に広がる砂利敷の範囲は、「二之丸御殿車寄前庭」と称した。「事蹟」元治元年一月一五日条によると、輿に乗った家茂は、同地区から玄関に入り御殿に上がった。また現在、二之丸御殿の中庭と

なっている地区「二之丸御殿東域(北)」には、「事蹟」元治元年四月八日・二三日条が示す「御休息御庭」があったと見られる。

二条城二之丸御殿とその周囲の庭が現存することにより、私たちは、史料に記述された土地利用を、臨場感をもって追想できる。また、現在では建物の多くが失われた江戸城の庭についても、二条城二之丸御殿を媒介に追憶することもできよう。歴史上の出来事が行われた庭の位置が特定できれば、現地解説も具体性を帯びる。また、史跡の保存管理においては、一見した所では単なる空地や余地も、具体的に庭としての識別が可能となる。例えば、二之丸御殿白書院西庭などと言ったように。

庭利用の研究は、造り庭(庭園)の語義にはない、見た目も用途も地味な家屋の周りにある余地や広場などを含む。それらの庭の印象は、茫漠としていて目立たない。しかし、「事蹟」に見られるように、近世の生活者が広義の庭を認識の主体としていたことは、まぎれもない事実である。以上のことから、歴史上の土地利用の実態を明らかにする上では、庭利用の研究にも一定の意義が認められよう。

【注】

(1) 庭園学では、中島宏「浜離宮の植栽構成に関する史的考察」(日本庭園学会編集委員会編『日本庭園学会誌』一〇号、二〇〇三)、造園学では、飛田範夫『江戸の庭園・將軍から庶民まで』(京都大学学術出版会、二〇〇九)、白幡洋三郎『大名庭園 江戸の饗宴』(講談社、一九九七)等がある。

(2) 『日本国語大辞典 第二版』(以下、『日国』とする)によると、庭の語の意味は、「家屋の周りの空き地。のち草木を植え、築山、泉水をしつらえた所をさしていう。庭園。前栽」である。

(3) 庭園の語の意味は、「計画的に築山・泉水を設け、樹木や芝生などをととのえた庭」(『日国』)である。上記の説明の文末に記された「庭」は、庭園が庭の範疇にあることを物語っている。加えて『日国』によると、庭園の語の初出は『雍州府志 六』(一六八四)である。庭園の語がよく使われるようになるのは、西洋の文物の流入が増大した幕末以降である(『航海日録』(一八六〇)ほか)。江戸時代を通じて庭園すなわち造り庭の言表は多様であり、代表的な

- 語としては山水（北村援琴『築山庭造伝』）や林泉（秋里籬島『都林泉名勝図会』）があった。
- (4) 庭と庭園の語の混同は、広義の語が狭義の語に取って代わられている事態を示す。筆者は、この混同が科学研究の世界に於いても常態化していることを、博士論文「庭の発生の現学…土地をめぐる実践知の学的試論」（大阪大学大学院人間科学研究科、二〇一七、一三―三三頁）において指摘した。
- (5) ここでの時代錯誤とは、「異なる時代の現象・事件・人物・思考などを、歴史の流れを考慮しないで結びつけて理解する誤り」（『日国』）のこと。従来の歴史研究では、控えめに見ても近世まで広義として見なされてきた庭を、狭義の庭園として解釈する傾向がある。
- (6) 李偉「尾張藩戸山荘の眺望に関する研究」（『国際日本文化研究センター紀要 日本研究』第三四集、二〇〇七、一三一―一六四頁）。岩淵令治「巨大都市江戸における武家屋敷の庭園 浴恩園を中心に」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第二五一集、二〇二五、一四三―一六八頁）。白根孝胤「近世後期における尾張家の植栽空間と大名庭園」（『徳川林政史研究所研究紀要 第四四号』二〇一〇年、一一―二五頁）。
- (7) 庭造りのきっかけや動機については、「中尊寺建立供養願文」や「天龍寺造営記」など平安後期以来の記録が残る。
- (8) 江戸時代を代表する造り庭に関する書に秋里籬島『都林泉名勝図会』（一七九九）がある。その記述内容は、主に名勝ごとの位置や成り立ちの歴史、開基・開山、行催事、庭等の造りや事物の配置、情景である。名勝に因んで読まれた詩歌等も併記される。近現代の科学研究で取り上げられる客観的な庭の景観や意匠・作庭の意図は、主題と言えない。
- (9) 歴史遺産の保存・活用をする上では、各遺産が実際に使われていた時期に於ける庭・建物の利用実態の把握が、それらを修理する際の参考となる共に、活用時の解説等に役立つ。
- (10) 「事蹟」は、主に家茂の将軍在籍時の行動を記した、本編九巻と附一卷からなる史料である。作者は、家茂の小姓頭取衆を務めた野村貫三郎（静山）である。野村は、将軍の身辺の用事を取り扱う小姓を指揮する立場にあった。知行は三七五俵。家茂が亡くなった後には引退し、静山と号した（『柳宮補任』、『南紀徳川史』三巻）。記録の期間は、はじめ和歌山藩主であった家茂が将軍に就任した安政五年（一八五八）の翌年正月から、病没するひと月前の慶応二年（一八六六）六月迄が中心である。「事蹟」は、野村貫三郎の筆記を太政官直轄の組織であった修史館が書写したものと考えられる（『研究紀要 元離宮二条城』（以下、『紀要』とする）第四号、二〇二五、一六二頁）。
- (11) 家茂の京都滞任時の実情は、大口勇次郎監修『水野忠精幕末老中日記』全九巻（ゆまに書房、一九九九）や小野正雄監修『杉浦梅潭目付日記 文久二年―元治元年』（杉浦梅潭日記刊行会、一九九一）、平安神宮『宮内庁蔵版 孝明天皇紀 第五』（吉川弘文館、一九六九）等の史料に見られる。それらの史料には、家茂が政務や儀式で利用した建物についての記述がある。一方「事蹟」では、家茂が公私にわたり使った庭・建物の名称と使い方、随行等の家臣の名や職種等が挙げられる。庭の情景や意匠に関する記述はない。
- (12) 西丸に伴う造り庭のこと。豊臣大坂城等に設けられた山里丸（曲輪）とは別物である（『国史大辞典』以下、『国史』とする。「江戸城」、村井益男）、山内綾子「江戸城庭園考―「山里」を中心として―」（『日本建築学会大会学術講演梗概集（近畿）』一九九六、一五一―二頁）。
- (13) 第二章で述べるように、江戸城本丸では、五十三間馬場のような馬事用の敷地がある一方で、建物周りの庭が馬場として使われる場合があった。吹上御庭には、上覧所（朝鮮馬場）、花壇（花壇馬場）、広芝、新構の一面に馬場があった。以上の事からすると、馬場は、一時的に建物周りの庭がその代わりになったり、大きな敷地の庭の一部であったりした。
- (14) 著者の松岡清介（辰方／一七六四―一八四〇）は、筑後国久留米藩士の有職家であった（『日本人名大辞典』講談社）。巻之下之文末には、「右任申上候以上巳十月七日 松岡清助」「右秘書或人より借て写ぬ此松岡清助というは有馬玄蕃頭家来にて職原巧者のもの」とある。有馬玄蕃頭とは、久留米藩第六代藩主を務めた有馬頼僮（一七二四―一八三）と見られる。「守囊」における「吹上御庭濫觴」の項目の末には、「吹上御役所御記録二有之」とある。ここから同記録は、吹上奉行が作成した文書を書き写したものと見られる。
- (15) 江戸幕府に関する事項等を、項目を立てて記述した史料。巻は上・中、下・追加の四巻からなる。筑波大学蔵。宮内庁書陵部の書誌情報によると、東京府が、明治期に写し編集したものである。
- (16) 庭の区分とは、語彙による世界（丸山圭三郎『ソシユールの思想』、岩波書店、

- 一九八一)つまりは土地の分節化の一環である。
- (17) 『京都町触集成』(二二二―二三九)によると、文久二年十月に家茂の「御上洛二付二条御城其外御修復二付、御用材」が「牛車地車等ヲ以運送」された。元離宮二条城事務所蔵「二条御城二之丸御殿向并仮建物絵図」(『紀要』第四号、口絵3・三頁)には、増築されたと見られる城域が描かれている。元治元年五月朔日には、江戸城で行うのが通例の御代替御礼が、二条城で行われた(『紀要』第三号、二〇二四、七二一―二〇二頁)。
- (18) 江戸城と二条城とは、比較の対象にならない程、規模と施設との充実面での違いがある。本稿では、各城郭を合わせて庭利用の実態を明るみに出し、それぞれの特質を述べる。
- (19) 事例に挙げた元治二年四月五日の一件では、以下の事が言える。山里の庭は、大名らが観覧し、茶屋で飲食・歓談する用途で使われた。山里の庭での対人関係をみると、將軍は大名らを招いてもてなし、君臣の一体感を高めた。
- (20) 「事跡」は、家茂による庭の利用の全てを記述しているわけではない。一例を挙げると「昭徳院殿御実紀」文久二年九月一五日条によれば、御三家と刑部卿(一橋慶喜)が吹上御庭の拝見に訪れているが、本件は「事跡」に記述されていない。
- (21) 「事蹟」には大坂城に関する記述もある。一例として、元治二年七月一五日条によると、家茂は、御天守台下御馬場において、奥向の者等による打毬を見た。
- (22) 『国史』「江戸城」、村井益男。
- (23) 『国史』「三卿」、北原章男。
- (24) 『改訂増補歴史大系 続徳川実記』(以下『実記』とする)第四篇、二八八頁。
- (25) 江戸東京博物館編集『江戸城展』二〇〇七、一四〇頁。
- (26) 前掲、注(22)。
- (27) 射撃練習を行う場所のこと(『日国』)。
- (28) 馬場に犬を放し、騎馬で追って馬上から矢を打つ追物射のこと。武士による騎射の練習の一つとして行われた。流鏑馬・笠懸と併せた馬上の三物の一種である(『日国』)。
- (29) 本項で取り上げた吹上御庭の事項は全体の一部であり、「吹上訪古録」(以下、「訪古録」とする)には全一七四項目が挙げられている。
- (30) 江戸幕府が諸大名に禁裏の造営・修繕、江戸城の修理、諸河川や橋、道の普請など負担させたこと。手伝普請(『日国』)。
- (31) 「吹上ノ苑ハ両城ノ背ニ在リ、東ハ城池ニ臨ミ南ハ城垣ニ据リ、西北ハ東西代官町ニ沿フ、東西約スルニ五町十九間余、南北十町二十一間余、地積九十万三千八百六十九坪余(地積日本地誌提要、幅員ハ地理局実測、皇城図ニ据テ算出ス)苑内大別シテ三部ト為シ、南ヲ新構ト云ヒ中ヲ広芝ト云ヒ、北ヲ田地ト云フ、其間花壇、旧花壇、狸山、上覧所等ノ称アリト雖、大約三部ノ外ニ出テス、其ハ地主山ト木賊山ト広芝ノ南北ニ対峙シ、其支脈左右ニ延テ二部ノ界ヲ画断ス、水泉ハ玉川上水ヲ引テ半蔵口ヨリ入り三部ニ分注シテ飛泉トナリ渠添ト為リ、池沼ノ類ト為ル而メ台樹、竹樹其間ニ布置点綴シテ以テ景趣ヲ為ス、是地形ノ大概ナリ」(『訪古録』)。
- (32) 『実記』第三篇、六二五頁。
- (33) 厩方役人の諏訪部孫三郎の宅地のこと。(金澤真嗣「江戸城の繋養馬について―將軍はどのような馬に乗っていたのか―」、『馬の博物館研究紀要 第二三号』二〇二二)。
- (34) 「訪古録」の見出しには、並木ノ茶屋、新構ノ茶屋、紅葉ノ茶屋、瀧見ノ茶屋、花壇茶屋、諏訪御茶屋、田舎茶屋が掲出される。
- (35) 賭物を巡って勝負を争う弓の競技であり、鎌倉時代以降に行われるようになった(『日国』)。
- (36) 野に出る際に着る服のこと(『日国』)。
- (37) 公事裁許とは、寛永一〇年(一六三三)に制定された「公事裁許定」二一一条に基づいて行われた訴訟制度のこと(大平祐一「近世の非合法的訴訟(四)―駕籠訴・駆込訴を素材として―」立命館大学法学会編『立命法学一四三・四号』一九九五)。
- (38) 刀剣を身に着けて馬上で弓を射る競技のこと(『日国』)。「徳川制度史料」(二二七頁)によると、「騎射、佩帯(射礼)亦春秋於吹上上覧有之」とある。
- (39) この対面が行われたのは文久二年四月一日である。田安慶頼は、翌月の九日に將軍後見職を解任された(『実記』第四篇、三二一頁)。
- (40) 大番頭・小姓組番頭・書院番頭の総称のこと(『日国』)。
- (41) 「訪古録」の「織殿」の項目には、「上覧所ノ南ニ在リ旧時機杼二具ヲ設ク」とある。
- (42) 大の上覧もしくは御覧とは、將軍の前で主に番方から選ばれた弓の名手に大

- (43) 前掲、注(33)、一・一七頁。
- (44) 御庭御掃除者支配の藪田長矩助八のことか（斎木一馬・岩沢愿彦校訂『断家譜』巻一七、続群書類従完成会、一九六八、一六八頁）。
- (45) 一反の吹貫のほろを母衣申にかけて後方に長引かせ、地面に就かないように速く馬を駆けさせる馬術のこと『日国』。
- (46) 輪形に馬を乗りまわす馬術のこと『日国』。
- (47) 「訪古録」の「置台」の項目には、「旧時楓林ノ間ニ木榻敷十ヲ設ケテ常ニ遊息ノ用ト為シ、冬月ニ至レハ以テ鷹ヲ調スル者用ニ供ス」とある。当該の置台とは、紅葉御茶屋周辺に、敷物を伴う木製の榻（長椅子）をまとまって置く所であつたと見られる。
- (48) 歩射の稽古のため、的場に設置される鹿の形を模したのこと『国史』。
- (49) 清水徳川家は、五代齊彊が和歌山藩主となつた弘化三年（一八四六）から慶応二年（一八六六）に徳川昭武が相続するまでの間、当主不在であつた『国史』
- (50) 「清水家」、北原章男。
前掲、注(33)二・三頁。
- (51) 『国史』「浜離宮」、川崎房五郎。
- (52) この時家茂は、海路で大坂へ向かうに当たり軍艦を使つた。文久三年一月の江戸城本丸御殿の焼亡に伴い、家茂は、仮の住まいとしていた田安御殿を出発し、一旦浜御庭に入った。そこから御端舟（小舟）で出帆し、品川沖まで出た。家茂は、海上で御召艦・翔鶴丸に乗り換えた（『紀要』第四号、一五一・二頁）。翔鶴丸に乗降する際に、端舟が使われた状況は、神戸市立博物館蔵の木版色摺「將軍天保山入港」（五雲亭貞秀画）に描かれている。
- (53) 徳川恒孝監修「徳川家茂とその時代―若き將軍の生涯―」徳川記念財団、二〇〇七、五頁。
- (54) 『南紀徳川史』第一七冊（八七九頁）によると、赤坂御館の「青崖埒」と呼ばれた所を「九十間馬場と称」したとある。青崖埒とは、同館の西園の一部であつた。青崖埒の東西側は、崖に囲まれた谷状の地形であり、馬場が設けられていた。
- (55) 「事蹟」では、建物周りの土地を庭と称する場合がある。ここでは、庭と建物との関係が着目されている。

- (56) ここでは、家茂が乗馬した箇所を、唐門の内あるいは外の庭と見なした。
- (57) 「御休息」とは、將軍が日常の生活と政務を行う江戸城本丸の「中奥」にあつた一画。御休息は、中奥の中でも將軍の居住範囲にあり、上段と下段（および各一八畳）からなつた。上段は寢室、下段は食事や政務などのために使われた（深井雅海『図解・江戸城をよむ』〔原書房、一九九七、三二四三頁〕）。「事蹟」には、家茂滞在中の二条城における「御休息」の記載がある。その位置は詳らかではない。家茂が二条城に滞在していた期間の二之丸御殿内の呼称には、御座間・御白書院替席黒書院・大広間・二百畳之間など（『水野忠精幕末老中日記』）が認められる。江戸城と比べれば棟数が少ない二条城では、用途に応じて黒書院が白書院の替席として使われた。現在白書院と呼ばれる棟は、江戸城で言う所の中奥の御座間として使われた。ここから現在の白書院と黒書院と呼ばれる棟の間が、二条城における表向（大広間・二百畳之間等）と中奥の境と見なされていたようである。家茂の二条城滞在中は、文久三年が約三ヶ月、元治元年が約五ヶ月に及んだ。現在白書院と呼ばれる棟が、中奥の応接室である御座間として使われたのであれば、將軍のための日常生活の一画は、他にあつたはずである。「事蹟」には御座間へ「出御」との記載がある。それは、家茂の還御する所が別にあつたことを示唆する。文久二年に作られた元離宮二条城事務所蔵「二条御城二之丸御殿表向并仮建物絵図」（『紀要』第四号、口絵3二頁）は、家茂の滞在に伴う二之丸御殿の増築に関する平面図である。図面通りに増改築が行われた確証はないが、参考にはなる。この図では、御座間（現白書院）の北東に小さな棟、さらに北側に黒書院と同規模の棟（奥衆詰所・御小姓部屋・御小納戸部屋ほか）と付属棟（坊主衆詰所・陸尺詰所）を描く。以上の状況を見れば、御座間の北東に描かれた棟が、御休息の可能性がある。但し、前出の絵図と近似する華道家元池坊総務所蔵「二条城二之丸御殿平面図」（『紀要』第三号、九九頁、図3／本書三頁、参考図1）によれば、御座間の北東に描かれた棟の箇所に「御湯殿」と記載されている。
- (58) 「御厩」、「御厩曲輪」、「御馬場」、「御厩御馬場」、「御厩曲輪於御馬場」の標記を一括して御厩とした。
- (59) 小林清『徳川制度史料』（六合館、一九二七、一五一頁）の「公事上聴」の項目によると「愛二或ル重要ナル公事則チ裁判事件アリ。初メ先ヅ、評定所一座（寺社奉行、御勘定奉行、町奉行、合議、是を評定所一座と云ふ）ニ於テ

- 評議シテ審論決定シ、吹上上覧所御成ノ節、大將軍ノ御前ニ於テ、主任町奉行其裁断ヲ上聴ニ達ス、是ヲ公事上聴ト云フ、老中若年寄大目付御目付其他御側州并ニ関係諸役人陪席聴聞ス、主任町奉行ニ於テ、職務上尤モ重クシテ且晴レノ舞台ナリト云フ」とある。
- (60) 寺社奉行は「寺社およびその領地、さらに関八州以外の私領に關して、町奉行は「江戸の府内および町人について」、勘定奉行は「全国の御料ならびに関八州内の私領に」それぞれ管轄権を持っていた（杉山晴康「徳川時代の刑事法」、早稲田大学比較法研究所編『比較法学』第二巻第二号、一九六六、八頁）。
- (61) 石川勝任編「雜事記 一七」天保八年（一八三七）写、国立公文書館内閣文庫蔵（請求記号…二二一〇〇三二）。
- (62) 『東洋文庫三七五 甲子夜話』続編四、六四頁。
- (63) 明治三〇年（一八九七）に、浮世絵師の揚州廻延（一八三八―一九二二）が描いた大判の錦絵であり、版元は福田初次郎である。
- (64) 深井雅海『江戸城御殿の構造と儀式の研究』（吉川弘文館、二〇二二、一九四―一五頁）。
- (65) 久住真也『幕末の將軍』（吉川弘文館、二〇二五、二五―二八頁）。
- (66) 「吹上御庭」のみの表記に関しては、以下の事項が認められる。「事跡」元治元年一〇月一日条によると、乗馬を命じられた後の小姓と小納戸一統が將軍の御目見をしている。「御茶屋」に関しては、万延二年八月二三日条によると、家茂が御茶屋に御成した際、大番と両番（書院番・小姓組番）の番頭に謁見が命じられた。
- (67) 家茂は、文久二年三月一日に田安御館でも慶頼と対面している。その時は同館の御座間で会った。
- (68) 上覧と御覧、歓待などの境は判然としなところがある。本稿では、便宜上一つの項目にまとめた。
- (69) 一例を挙げると「守国公御伝記 三」『古事類苑』第一 天部、歳時部、六三頁）によれば、「天明五年」十二月朔日、將軍家（徳川家治）ヨリ召サセラレ、三日及び五節句等登城ノ時、溜ノ間ニ出座アルベシ、拜謁ハ、三日ハ黒書院、五節句ハ御白書院ト特命ヲ蒙リ玉フ」とある。
- (70) 『紀要』第四号、一五一―一二頁。
- (71) 安政七年三月一七日の翌日から万延元年が始まる。
- (72) 『南紀徳川史』三（巻二七、四四二頁）の安政七年庚申の項には、「九月十五日、吹上御庭拝見被遊 本月月次御礼として御登 城遊候所、御三家方初め諸大名吹上御庭拝見被 仰出、同所御酒御料理并御湯漬御重組等御頂戴、広芝御見物所にて乗馬母衣引御覧、御三家方へ函館織反物三反つ、其他諸大名へ二反つ、被下置」と記載されている。一方、『実記』第三篇の同日条（六一三五頁）には、「月次之御礼」について言及された後に、「今四時之御供揃ニ而、吹上御庭江被為 成」とだけある。
- (73) 前掲、白根孝胤、注（6）。
- (74) 金沢市立玉川図書館近世史料館蔵。
- (75) 三田村鳶魚「御殿女中の研究」『三田村鳶魚全集 第三巻』、中央公論社、一九七六、八九―一〇九頁。
- (76) 『実記』第四篇、三三三頁。
- (77) 前掲、注（73）、五頁。
- (78) 前掲、注（64）。
- (79) 『安永録』（『大日本史料』稿本）安永九年六月一五日条。
- (80) 『森山孝盛日記』（原田伴彦編『日本都市生活史料集成二』三都編Ⅱ、学習研究社、一九七七）、享和元年九月一五日条。
- (81) 京都小笠原家は、歴代七八五石の旗本であり、射礼師範、先手弓頭を務めた。鐘次郎は、講武所弓術師範役を務めた（『日本大百科全書（ニッポニカ）』「小笠原流」、井原今朝男）。
- (82) 国立公文書館蔵「諸向地面取調書」（二八五六）。
- (83) 大和柳生藩第二二代・柳生俊順（一八三六―一八六二）工藤寛正編『江戸時代全大名家事典』、東京堂出版、二〇〇八、一一五頁）。
- (84) 久住真也「政治君主としての徳川家茂」、明治維新史学会編『明治維新史論集 1 幕末維新の政治と人物』（有志舎、二〇一六、五九頁）。
- (85) 根崎光男「享保期における放鷹制度の復活と鷹場環境保全体制」『人間環境論集 七巻』法政大学人間環境学会、二〇〇七、一九頁）。
- (86) 『古事類苑』官位部、洋卷、第三卷（九六八・九頁）。
- (87) 『吏徴』（国書刊行会編『続々群書類従』第七法制部、一九六九）によると、吹上奉行の支配下には、吹上筆頭役（二人）、吹上役人目付（八人）、書役（四人）、下役（三四人）、座敷方（二〇人）、御島方（六人）、入口番人（三七人）、吹上御薬園方（一人）、吹上織殿之者（二〇人）、吹上大工役之者（六人）、御

- (88) 普請方之者（三七人）、御掃除之者（四七人）がいた。
「庭師など手によって、風情のあるようにつくった庭」（『日国』）の事を示す。「守裏」では「泉水」と表記される。北村援琴翁『築山庭造伝』（一七三五）に見られる「山水」と同義であると考えてよい。
- (89) 「大池 広芝ノ東南ニ在リ琵琶湖唐崎ノ風景ヲ模ス（後略）」（『訪古録』）。
- (90) 「中島 大池ノ中ニ在リ（後略）」（前掲、注（89））。
- (91) 「寛政瀧 大池ノ南岸ニ在リ高一丈潤六尺許（後略）」（前掲、注（89））。
- (92) 「瀧ノ宮ノ滝 三条ノ泉自主山ノ南麓ニ在リ、今ハ水ナシ、（後略）」（前掲、注（89））。同箇所について、「江戸城御吹上総絵図」図2には「地主山下流今ハナシ」の書き込みがある。
- (93) 「回遊式庭園は、大きな池（泉池）を中心に築山や平場を設け、御茶屋、四阿などの建物を配置し、庭の随所に象徴的な景観を形成した空間であった」（前掲、白根孝胤、注（6）、一頁）。
- (94) 一例を挙げれば「寛政年録」（『大日本史料』稿本）寛政二年一月二三日条によると、吹上御庭において三奉行の公事裁許の上聴があった。「天明日記」（同右）天明六年一月一日条によれば、大的上覧があった。同書、天明七年九月三日条によると騎射の上覧がなされた。
- (95) 松浦静山『東洋文庫三〇六 甲子夜話 一』（二二五七頁）によると、文政五年四月一日に幕府の主旨をもって老中・若年寄・側衆に吹上御庭の観覧が許されたと言う。
- (96) 「寛政日記」（『大日本史料』稿本）寛政三年六月一日条。
- (97) 「天保年録」（『大日本史料』稿本）天保一二年八月二五日条。
- (98) 一例を挙げれば「幕府沙汰書」（『大日本史料』稿本）安政四年一〇月一三日条によると、家定による公事裁許の上聴があった。「時風録」（『大日本史料』稿本）同二年一月二八日条によれば、吹上御庭において譜代大名による乗馬の上覧があった。同書、同三年一月一三日条によると弓場始の上覧がなされた。
- (99) 「文化日記」（『大日本史料』稿本）文化九年三月六日条によると、家斉は吹上御庭から一橋邸を尋ねた。
- (100) 「事蹟」巻一、一一丁才。
- (101) 「昭徳院殿御上落日次記」文久三年五月六日条によると、「今日俄ニ大広間御庭ニ而 御乗馬被遊候」とあり、家茂は大坂城の大広間庭で自ら乗馬をした
- (102) 『実記』第四篇、五九五頁。「事蹟」の同条には、「今日御乗馬被遊候事」とある。
- (103) 「二條御城要害庵相に御座候間、今少堅固に可被仰付やと、誰哉らん申上候へば、権現様いや〜二条の城は、御上洛の時暫時の御座所なり、あのやうなる所は万一敵に取られ候ても、取りかへしやすき様に、こしらへたるが本意なり、然れば堀石垣も唯今の通にてよきぞと御意被成候由、依之其比は二条御屋敷と申候事」（松浦慎信著、松浦詮編『武功雑記 二』（青山清吉、一九〇三、一八頁））。
- (104) 「慶長六五年 東照宮御繩張を以爲御築被遊西国之諸大名江被 仰付御普請有之、伏見ニも御城御座候得共 御上洛・御参 内等ニ御装束御支度ニも宜候故 御宿城のため万事御手狭ニ被遊候由、上ミ京正親町館を引移さる」二条御城掘幅狭候而如何と申上し人有しに、留守の内に城を乗取るゝ事あらハ関東より駆登りて乗戻すへし、其時掘ハハ広くハ乗にくからんと 上意有しと也、二丸ハ後ニ出来と承候」（高見澤美紀「国学院大学図書所蔵 勝海舟日蔵「二條大坂御城之記」―解題と翻刻」、『国学院大学 校史・学術資産研究 第六号』、国学院大学研究開発推進機構校史・学術資産研究センター、二〇一四、二六九頁）。
- (105) 將軍宣下は、四代家綱の時から江戸城に勅使を招くことよって行われたため、一四代家茂までの間は参内の必要が無くなっていた。なお、一五代慶喜は慶応二年に二条城で將軍宣下を受けた（『国史』「征夷大將軍」、杉橋隆夫）。二条城天守は、寛延三年八月二六日の落雷による火事で焼失した。同本丸御殿は、天明八年一月三〇日に市井で生じた火事の飛び火を受けて全焼した。『紀要』第一号、一三八・九頁、一四二・三頁）。
- (106) 京都府立京都学・歴史館蔵「二条御城中惣絵図」（館古〇二三、中井家文書一六〇）等を参照のこと。同図は『紀要』第四号（二〇六一・一〇頁）にトレース図を掲載。
- (107) 江戸時代、二条城を中心としてその周りには、京都所司代や東西の奉行所、地役の勤務地、土蔵等の幕府の施設が数多く築かれていた（宮内庁宮内公文書館蔵「二条城内外之図 二条城外之図」、昭和一四年写〈識別番号三九〇〇二〉、（前掲、注（106）、一〇五頁）にトレース図を掲載。それは、二条城以外にも幕府の為の土地が広く確保されていたことを意味する。

- (108) 元治元年五月一日、通常は江戸城で行われる御代替御礼の儀式が、二条城二之丸御殿黒書院で行われた(「翻刻」華道家元池坊総務所蔵「御代替御礼継目御礼記録」(『紀要』第三号、七二―八七頁)。なお、京都の六角堂(頂法寺)住持(華道家元四一世の池坊専明)が参加した、天保九年四月二八日の御代替御礼は、江戸城本丸の白書院帝鑑之間で行われた(細川武稔「解題 華道家元池坊総務所蔵「御朱印御代替御礼参府記」」前掲、注(106)、一〇四頁)。
- (109) 元離宮二条城蔵「二条御城二之丸御殿向并仮建物絵図」(前掲、注(106)(三頁)にトレース図を掲載)には、文久二年以降の二条城二之丸御殿の廻りに増築されたと思われる建物群が描かれている。同図のうち大広間の南側に描かれた二百畳の間は、元治元年五月一日の代替御礼の際、控室として利用された(今江秀史「解説 華道家元池坊総務所蔵「御代替御礼継目御礼記録」」(前掲、注(106)、九二頁)。
- (110) 京都市付属図書館蔵「二条城絵図」(請求番号…中井家絵図・書類/三五―)は、「二条御城二之丸御殿向并仮建物絵図」と同様の図であり、後者にはない付箋が貼り付けられている。それらの付箋は、「御老中方」、「高家」、「表坊主」などの役職等が記された上で、増築建物の各部屋の位置に貼られている。「御代替御礼継目御礼記録」は、これらの人々が御代替御礼の際に二条城二之丸御殿で勤めていたことを記す。以上のことから「二条城絵図」の付箋に記された部屋の建物は、実用されていた可能性がある。
- (111) 慶応三年頃に撮影されたと見られる写真「二条城本丸仮御殿」(松戸市戸定歴史館『特別展二条城―黒書院障壁画と幕末の古写真―』、一九九四、三七頁)には、徳川慶喜が入った本丸仮御殿の眼下に、番衆小屋などが軒を連ねていた状況が写り込んでいる。
- (112) 「昭徳院殿御上洛日次記」文久三年三月四日条には、「樹公 御上洛之節、当地 御逗留日数可為十日御治定被 仰出候「所」、此旨夫々江早々被達候様存候、仍而申入候事」とあり、一度目の上洛において予定された滞留期間は、十日間であった(『実記』第四篇、五六七頁)。
- (113) 二之丸庭園での歓待・遊樂、観覧の利用については、「事蹟」に記されない。
- (114) 注(16)を参照。
- (115) 例えば二条城二之丸御殿であれば、他の庭を経由せず二之丸庭園を使うことが可能である。
- (116) 各代の將軍による江戸城の庭の使い方については、さらなる研究の余地がある。
- (117) 前掲、注(22)。
- (118) 前掲、注(1) 白幡洋三郎(二五七頁)には、「大名庭園とは、大枠としては江戸時代の大名がつくりだした庭園群を指す。だが、様式としての大名庭園は、たんに大名が営んだ庭園ではなく、回遊の機能を備え、園遊がゆったりと行える、規模の大きい庭園に限られる」とある。白幡に於いて、「大名庭園」研究とは様式論であった。
- (119) 庭の様式論には別の問題点がある。形式または類型を表す様式には、庭を物的な存在として指示できないと言う難点がある。石や土、樹木から成る物体として、庭がある(事実存在)と言うことはできる。例えば池や島、築山は、事物として指示することが可能である。それゆえ史料と歴史遺産との照合ができる場合がある。その一方で、庭や庭園の種別は、人間の認識(精神)に従っているため、何々の庭である(本質存在)と言うしかない(木田元・須田朗監修『哲学の探求』、中央大学出版、一九九三、四一頁)。庭は物体としての絶対性を有するが、庭の種別は各人の観点によって異なり得る。ましてや庭の様式は、「吹上御庭」や「広芝」のように物的な土地の区分を指示できる訳ではなく、史料との照合もできない曖昧な観念である。よって庭に関して言えば、様式論に固着すると、科学分野間の相互理解は難しくなる。

表 1 「昭徳公事蹟」に掲載された庭の記述（概要）

年月日	行為	場所	人	巻
安政 6 年				
1 月 11 日	四半時頃より入り、御弓場始式を見て九時過に帰る	(江吹) 元馬場御馬見所	—	1
1 月 19 日	御召初御式が催される	(江) 五拾三間御馬場	(達)	1
3 月 20 日	五拾三間御馬場に新規の御厩が御取建される。日々、御馬西丸下御厩より相廻り、御馬乗兩人御口の者四、五人ずつ罷り出ること	(江) 五拾三間御馬場、西丸下御厩	—	1
4 月 3 日	大的上覧が行われる	(江吹) 元馬場	(達)	1
4 月 9 日	五時過より入り、公事裁許を聞き六ツ時頃に帰る	(江吹) 上覧所	—	1
4 月 16 日	五半時過より入り、御庭騎射を見て九時に帰る	(江吹) 広芝御置台	奥向掛リ之者 (同伴)	1
4 月 24 日	九時より入り、犬追物を見る	(江吹) 広芝御置台	小笠原鐘次郎弟子共、奥向掛リ之者 (同伴)	1
5 月 9 日	九半時過より入り、御馬乗へ母衣引を命じる。自ら乗馬をし、御小性にも相乗りを命じる。大輪を見る。御目付等に乗馬を命じる。その後、所々御庭を巡り七半時過に帰る	(江吹) 広芝、御花壇馬場	御側廻御馬御相手掛、御小性、御小納戸、御伽、御目付、御徒頭、両御番、新御番、御供御先勤之者	1
10 月 1 日	御昼後に入り、御譜代大名等の乗馬を見て八半時過に帰る	(江吹) 御花壇御馬見所	御譜代大名、高家	1
10 月 2 日	新御番等による大的を見て禄を与えた後、御野服に着替え、御鷹を行い、夕七半時頃に帰る	(江吹) 元馬場	新御番、大御番	1
10 月 18 日	七時過、中ノ口辺の出火に付き、即刻吹上御庭へ立除け、山里を通過して西御丸へ入る	(江吹)、(江) 山里	—	1
12 月 2 日	仙台御用馬を見た後、帰る	(江吹) 御花壇馬場	—	1
12 月 3 日	四時頃より入り、御庭騎射を見て禄を与えた後、九時頃帰る	(江吹) 上覧所	御側向ノ内掛リ之者 (同伴)	1
12 月 7 日	犬追物を見た後、帰る	(江吹) 広芝御置台	小笠原鐘次郎弟子共	1
12 月 10 日	四時過より入り、御庭騎射を見た後、帰る	(江吹) 上覧所	—	1
12 月 15 日	南部御用馬を見た後、帰る	(江吹) 御花壇馬場	—	1
安政 7 年				
1 月 11 日	四半時過より入り、御弓場始御式を見て禄を与える。一旦御茶屋へ入り着替え、御鷹を行い、辺りを廻った後、七時過に帰る	(江吹) 元馬場、御茶屋	—	1
2 月 2 日	浜御庭を御鷹野として入る	(江周) 浜御庭	—	1
3 月 25 日	五半時過より入り、御書院番等による大的を見て、禄を与えた後、九時に帰る	(江吹) 元馬場	御書院番、小十人	1
閏 3 月 24 日	乗馬を命じる。俄かに御先勤両御番御供之御目付等に乗馬を命じて見た後、七半時頃に帰る	(江吹) 御花壇馬場	御先勤両御番御供之御目付、御徒頭、新御番	1
閏 3 月 29 日	御庭騎射を見て禄を与えた後、所々御庭を廻り、夕七半時頃に帰る	(江吹) 御広芝御置台	御側向ノ内掛リノ者 (同伴)	1
4 月 4 日	中奥御小性等による大的を見た後、帰る	(江吹) 元馬場御馬見所	中奥御小性、中奥御番寄合	1
4 月 6 日	御小性等による大的・半的又は射割的等を見た後、帰る	(江) 山里御庭	御小性、御小納戸	1
5 月 13 日	四時頃より入り、犬追物を見ていた所、後半に雨が降り出だした為、帰る	(江吹) 御広芝御置台	小笠原鐘次郎弟子共、奥向掛リ之者 (同伴)	1
8 月 12 日	九半時比より入り、奥向による八寸角 (鉄砲) の打ち方を見た後、帰る	(江吹) 元馬場	奥向	1
8 月 25 日	四半時過より入り、所々を廻る。一旦紅葉御茶屋へ入る。広芝に戻り、自ら乗馬・輪乗をして、御側向へ乗馬を命じた後、御馬方へ母衣引・布引を命じ、見る。御供の御目付ら迄乗馬を命じて見た後、帰る	(江吹) 御広芝、紅葉御茶屋	御側向、御馬方、御目付、新御番	1
9 月 7 日	九時過より入り、布衣以上の役人へ乗馬を命じ、十類を見る。田安大納言も同所来て対面する。七時に帰る	(江吹) 御花壇馬見所	布衣以上役人	1
9 月 15 日	吹上御庭へ入り、一旦御茶屋へ入る。程なくして元馬場へ行き、番方へ剣術組を命じて見る。禄を与えた後、七半時過に帰る	(江吹) 御茶屋、元馬場	番方	1

9月19日	四時前より入り、御小性組等による大的を見る。禄を与えた後、御茶屋へ入り御野服に着替えて、御鷹組合等がある。所々廻った後、帰る	(江吹) 元馬場、御茶屋	御小性組、駿府勤番、新御番	1
10月7日	四半時過より吹上御庭へ入り、新御構御茶屋へ行った後、元馬場に入る。御小性組等による剣術組試合を見て、禄を与えた後、七半時に帰る	(江吹) 新御構御茶屋、元馬場	御小性組、御書院番、駿府小普請	1
10月16日	御庭騎射を見て禄を与えた後、九半時過に帰る	(江吹) 上覧所	御側向ノ者掛之筋 (同伴)	1
10月25日	五半時過より入り、(同馬見所で) 仙台御用馬を見た後、所々廻る。同馬場へ行き、俄かに御先番之両御番等による大的射前を見た後、七半時過に帰る	(江吹) 御花壇馬場	御先番之両御番、新御番、小十人	1
10月29日	四半時頃より吹上御庭へ入り、一旦新御構御茶屋へ入る。その後元馬場に行き、小普請による剣術仕合を一通り見る。惣仕合もある。先勤の御小性組にも俄かに仕合を命じる。小普請のうち柳生流の者三人と御小納戸の福村淡路守らを相手させて見る。禄を与えた後、七半時過に帰る。なお、剣術試合に参加した者一統に御庭の拝見を許す	(江吹) 新御構御茶屋、元馬場	小普請、先勤之御小性組、小納戸 (福村淡路守・瀧川三九郎)	1
11月3日	九時前より吹上御庭へ入り、御鷹を行う。それから御花壇馬場へ入り、弓場初の歩附を務めた小普請の者へ乗馬を命じる。その後、御供の御目付等へ俄かに乗馬を命じ、禄を与えた後、帰る	(江吹) 御花壇馬場	小普請、御目付、御番方	1
12月2日	五半時より入り、南部御用馬を見て自ら選んだ後、九時迄に帰る	(江吹) 御花壇馬場	—	1
12月11日	四時過より入り、御鷹を行う。昼後に御花壇馬場へ入り、俄かに御供の新御番等へ大的を命じ、禄を与えた後、六時前に帰る	(江吹) 御花壇馬場	新御番、御先勤之両御番、小十人	1
12月25日	一統騎射を見て、九時前に帰る	(江吹) 上覧所	—	1
万延2年				
1月23日	例の通り御弓場始御式を見て禄を与えた後、帰る	(江吹) (元馬場御馬見所か)	—	1
2月2日	四半時過より入り、一旦御茶屋へ入る。その後、元馬場へ行き、御小姓組等による野試合を五人ずつ一八組を見て、七半時に帰る	(江吹) 御茶屋、元馬場	御小姓組、御書院番、大御番、御先勤之両御番、御供之新御番、小十人	1
2月9日	御鷹を行う。昼後、御先勤の両御番等へ大的を命じ、新御構で見て、禄を与えた後、帰る	(江吹) 新御構脇御馬場	御先勤之両御番、新御番、小十人	1
2月12日	御先番之御番方等へ大的を命じ、見て帰る	(江吹)	御先番之御番方、御供之新御番、小十人	1
2月15日	四半時頃より入り、御鷹を行う。その後、御花壇馬場へ入り、御供御先番の御番方へ大的を命じ、見る。禄を与えた後、帰る	(江吹) 御花壇馬場	御供御先番之御番方	1
2月20日	四半時頃より吹上御庭へ入る。二度目、元馬場へ入り、両御番等へ野試合を命じ、一八組を見る。禄を与えた後、七半時過帰る	(江吹) 元馬場	両御番、大御番御供之新御番、小十人	1
2月26日	五半時過より入り、番頭等が家茂に御目見し、上意がある。その後、御場所へ入り御書院番等による大的を見る。その後、一旦御茶屋へ入り、昼後に御花壇馬場へ入る。御先勤御供之両御番等小十人へ大的を命じ見て、御絵御扇子等を与える。その後所々を廻り、六時前に帰る	(江吹) 元馬場、御場所、御茶屋、御花壇馬場	番頭、御書院番、大御番、御先勤御供之両御番、新御番	1
2月28日	四ツ時過より入る。二度目に元馬場へ行き、御書院番等による野試合五人ずつ三類十七類を見て、禄を与えた後、七半時過に帰る	(江吹) 新御構御茶屋、元馬場	御書院番、大御番、御先勤御供之両御番、新御番、小十人	1

徳川家茂による江戸城と二条城における庭利用の実態（今江）

3月7日	四半時前より入る。昼後、俄に御花壇馬場へ入り、御先勤之両御番等へ大的を命じ、見る。禄を与えた後、所々を巡覧して七時過ぎに帰る	(江吹) 新御構御茶屋、御花壇馬場	御先勤之両御番、御供之新御番	1
3月11日	九時前より吹上御庭に入る。半蔵口御門代官町を通り植溜へ入り、鉄砲矢場を通り抜け、同所で稽古等を見る。その後、広間を通り抜け、竹橋御飛地へ入り、所々を廻り、大砲を見る。土手寄ノ門より庭を通り抜け、座敷に出る。それから西丸下御厩へ入り、一通り御馬を見る。同所の馬見所へ上り、御供の御目付等へ乗馬を命じた後、元の道を通って、七時に帰る	(江吹)、(江) 植溜、竹橋御飛地、西丸下御厩	御供之御目付、中奥御小性、御出境組頭、御小性組與頭、御鉄砲方田付四郎兵衛、徒頭、小十人頭	1
3月15日	九半時過ぎより入り、庭騎射を見て禄を与えた後、所々廻り七半時過ぎに帰る	(江吹) 御広芝御置台	—	1
3月16日	四半時過ぎより吹上御庭に入る。二度目に元馬場へ入り、御小性組等による野試合五人ずつ三類一八類、番頭より申し上げる。選ばれし者四組二〇人による野試合も同様に見た後、七半時に帰る	(江吹) 元馬場	御小性組、御書院御番方、御供御先勤之両御番、新恩番、小十人	1
3月19日	四半時過ぎより吹上御庭に入る。二度目に広芝へ行き、自ら乗馬をする。それから御側向へ大輪を命じる。御先勤御供之御番方へも乗馬と大輪を命じた後、所々庭を廻り、七半時頃に帰る	(江吹) 御広芝	御側向、御先勤御供之御番方	1
3月29日	五半時頃より広芝に入る。同御置台に座り、小笠原鐘次郎弟子共による犬追物三手組等を見る。禄を与えた後、四半時過ぎに帰る	(江吹) 御広芝御置台	小笠原鐘次郎弟子共	1
3月30日	四半時過ぎより吹上御庭へ入る。二度目に広芝へ行き、自ら乗馬をし、大輪を命じる。御側面へも御四鞍を命じる。御先勤御供之御番方による大輪、御馬方の母衣引を見た後、所々を廻り、七半時過ぎに帰る	(江吹) 御広芝	御側面、御先勤御供之御番方、御馬方	1
4月10日	四半時頃より吹上御庭に入る。新御構へ入り、二度目に元馬場へ入る。御小性頭等に野試合を命じて見る。奥詰の者による野試合もある。七半時過ぎに帰る	(江吹) 新御構、元馬場	御小性頭、大御番、御書院番、新御番、小十人、奥詰之者	1
4月27日	五半時過ぎより吹上御庭に入る。二度目に御外庭御馬場へ入り、田安大納言並びに同館の者による乗馬と打毬を見る。同所で進物あり、その後夕六時頃に帰る	(江吹) 御外庭御馬場	田安大納言並御館之者	1
5月2日	吹上御庭へ入り、所々廻る。八時より御花壇馬場へ入り、御供御先勤之両御番等へ大的を命じ、見る。禄を与えた後、七半時に帰る	(江吹) 御花壇馬場	御供御先勤之両御番、新御番、小十人	1
5月18日	四半時過ぎより吹上御庭に入り、所々廻る。それより御花壇馬場へ入り、御先番御供之御之番方へ大的を命じ、禄を与える。それより広芝へ入り、自ら乗馬して、御小性等に大輪を命じ、七半時過ぎに帰る	(江吹) 御花壇馬場、広芝	御先番御供之御之番方、御小性、御小納戸	1
6月22日	四半時過ぎより入り、一旦紅葉御茶屋へ入る。二度目、御花壇馬場に入り、御先番御供之御番方へ大的を命じ、見て、禄を与える。その後、広芝に入って大輪を御供御目付等へ命じ、見た後七半時迄に帰る	(江吹) 紅葉御茶屋、御花壇馬場、御広芝	御先番御供之御番方、御供御目付、御徒頭、御番方、新恩番、小十人	1
8月7日	九時過ぎより吹上御庭に入り、所々廻る。俄かに御先勤之両御番等へ大的を命じた所、雨が降出したので延引し、即刻帰る	(江吹)	御先勤之両御番、御供之新御番、小十人	1

8月13日	九時過ぎより吹上御庭へ入り、所々廻り、一旦御茶屋へ入る。それから広芝へ行き御小性等へ打毬を命じて、二類を見る。御先勤之両御番、御供之新御番、小十人へ乗馬を命じ大輪を見て、七半時過ぎに帰る	(江吹) 御広芝	御小性、御小納戸、御先勤之両御番、御供之新御番、小十人	1
8月23日	四半時頃より吹上御庭へ入り、一旦御茶屋へ行く。番頭等が家茂に御目見を命じられる。それより両御番等による剣術試合を見た後、禄を与え、帰る	(江吹) 御茶屋、元馬場	番頭、両御番、大御番、御供之新御番、小十人、詰合之奥詰之者	1
9月2日	九時過ぎより吹上御庭へ入る。広芝へ行き、百目筒空砲の連発を御小性等へ命じて、見る。小納戸頭取の福村淡路守の世話により、自ら空砲を数度発した後、七半時過ぎに帰る	(江吹) 御広芝	御小性、御小納戸	1
9月7日	四半時過ぎより吹上御庭へ入り、一旦御茶屋へ入る。二度目、広芝へ入り度々百目筒空砲を発し、御小性等へも同砲の連発を命じる。それより元馬場へ入り、奥向による砲術角打を見る。八寸角と四寸角の砲術勝負を命じた後、七半時に帰る	(江吹) 御茶屋、御広芝、元馬場	御小性、御伽、奥向	1
9月16日	四時頃より入り、御小性等による大的を見る。禄を与えた後帰る	(江吹) 元馬場	御小性、御小納戸、小十人	1
9月20日	九時頃より吹上御庭へ入る。元馬場御馬見所へ入り、寄合剣術・槍術・柔術を見る。引き続き小南鉦次郎等植溜へ行き、弟子共による槍術試合を見る。柳生但馬守家来による剣術表奥の形を見る。好みにて野試合を見る。一同へ禄を与えた後、帰る	(江吹) 元馬場御馬見所、植溜	小南鉦次郎、柳生但馬守家来	1
10月1日	四半時過ぎより新御構へ入る。二度目、元馬場へ入り小普請組等による野試合五人ずつ十九類を見る。禄を与えた後、六時前に帰る	(江吹) 新御構	小普請組、御供先番之両御番、新御番、小十人	1
10月3日	四時前より吹上御庭へ行き、直に御広芝へ入る。小笠原鐘次郎弟子共による犬追物を見て、禄を与えた後、一旦、諏訪御茶屋へ入る。二度目、所々御庭を廻り、七半時過ぎに帰る	(江吹) 御広芝	小笠原鐘次郎弟子共、奥向掛リノ者(同伴)	1
10月19日	五半時比より入り、鬨的を見る。一旦、新御構御茶屋へ入る。二度目の元馬場へ入り、鬨的を三度見て、禄を与える。また御茶屋へ入り、御野服に着替え、御庭を所々廻り、夕七半時頃に帰る	(江吹) 元馬場、新御構御茶屋	—	1
10月21日	四時頃より入り、御庭騎射見て禄を与える。諏訪御茶屋へ入り、着替えて御鷹を行う。二度目、御花壇馬場へ入り、俄かに御供の新御番等に大的を命じ、禄を与えた後、七半時に帰る	(江吹) 上覧所、諏訪御茶屋、御花壇馬場	御供之新御番、小十人、御先勤之両御番、奥向掛リノ者(同伴)	1
10月24日	御花壇馬場に入り、仙台御用馬を見る。田安大納言も同所に入り対面して、諸事後帰る	(江吹) 御花壇馬場	田安大納言	1
10月27日	四半時過ぎより吹上御庭に入り、御鷹を行う。二度目、御花壇馬場へ行き、御先御共之両御番等へ大的を命じて見る。禄は次に与えるとして帰る	(江吹) 御花壇馬場	御先御共之両御番、新御番	1
11月3日	四半時過ぎより吹上御庭に入り、所々を廻り、諏訪御茶屋へ入る。二度目、御花壇馬場へ入り、御共御先勤の両御番へ大的を命じ見た後、禄を与え、七半時頃に帰る	(江吹) 諏訪御茶屋、御花壇馬場	御共御先勤之両御番、新御番	1
11月8日	九半時より吹上御庭に入り、所々を廻り、新御構御馬場へ入る。御弓場の検分に出る。御番方等へ乗馬を命じ、九類を見て七半時前に帰る	(江吹) 新御構御馬場	御番方、御先勤之両御番、新御番、小十人、御目付、御徒頭	1

徳川家茂による江戸城と二条城における庭利用の実態（今江）

12月5日	五半時過ぎより御花壇馬場に入り、南部御用馬を見て九時過ぎに帰る	(江吹) 御花壇馬場	—	1
12月14日	四時に上覧所へ入り、一統騎射を命じ、見て九時に帰る	(江吹) 上覧所	—	1
文久2年				
1月4日	九半時頃より三ノ丸へ入り、同所御角場にて百目筒御鉄砲を命じる。それより所々廻り、御馬見所へ入り、御鉄砲を御側向も含めて命じて、見る。八半時頃に帰る	(江) 三ノ丸御角場、御馬見所	—	1
1月11日	四時過ぎより入り、例年の通り御弓場初御式を見て、禄を与えた後帰る	(江吹) 元馬場	—	1
1月26日	四半時過ぎより吹上御庭に入り、御鷹を行い、一旦諏訪御茶屋へ入る。二度目、御花壇馬場へ入り、御先勤の御番方へ大的を命じて、禄を与えた後七時に帰る	(江吹) 諏訪御茶屋、御花壇馬場	御先勤之御番方	1
2月8日	九半時過ぎより三ノ丸に入り、この度出来た御高建を見る。それから御角場へ入り、百目筒を一二・三発命じる。御馬見所にて少し猶予を取り、八半時に帰る	(江) 三ノ丸、同角場	—	1
2月15日	九時過ぎより吹上御庭に入り、御鷹を行う。それより御花壇馬場へ入り、御先勤の両御番等へ大的を命じ、見る。禄を与えた後七半時に帰る	(江吹) 御花壇馬場	御先勤之両御番、御供之新御番、小十人	1
2月20日	四半時過ぎより吹上御庭に入り、所々廻り、一旦新御構へ入る。二度目、食事の後に元馬場へ入り、御馬見所前にて番頭等が家茂に御目見する。それより御小性組等による剣術・野試合を見て、禄を与え六時過ぎに帰る	(江吹) 新御構、元馬場御馬見所	番頭、両御番、大御番、御小性組、新御番、大御番、小十人、詰合之両御番	1
2月25日	九時より吹上御庭に入り、御鷹を行い、一旦諏訪御茶屋へ入る。二度目、御花壇馬場へ入り、御先御供の両御番等へ大的を命じ、見る。禄を与えた後七時比に帰る	(江吹) 諏訪御茶屋、御花壇馬場	御先御供の両御番、新御番、小十人	1
3月7日	四半時より吹上御庭に入る。二度目、元馬場へ入り、番頭等が家茂に御目見する。それより、前記の御番方等による剣術、野試合を見る。禄を与えた後七半時に帰る	(江吹) 元馬場	番頭、御書院番、大御番、新御番、小十人、詰合の奥詰ノ者、御先勤之両御番	1
3月18日	四半時前より吹上御庭に入る。それより田安御館へ立ち寄り、御座間にて田安大納言と対面する。大奥へ入る。二度目、御表へ出て表御庭へ入り、御馬見所に至る。そこで自ら乗馬した後、犬追物を見る。その後、田安大納言にも乗馬を命じる。田安御館の者による剣術、野試合を見る。同所対顔し、話などをして六時頃に帰る	(江) 田安御館、表御庭	田安大納言、田安御館之者	1
3月21日	九時過ぎより吹上御庭に入り、広芝にて自ら乗馬し、御側向も含めて大輪を命じる。その後、御先勤の両御番方等へ乗馬を命じる。それより、百目筒二五挺にて連発を命じて見て、六時前に帰る	(江吹) 広芝	御側向、御先勤之両御番方、御供之御目付、御徒頭、新御番	1
3月23日	四半時に新御構へ入り、小普請支配が家茂に御目見する。それより御馬見所へ入り、小普請の者らによる野試合を見る。禄を与え六時前に帰る	(江吹) 新御構、同馬見所	小普請	1
3月29日	九時過ぎより広芝へ入り、御小性組等が西洋大隊調練を一順する。その後、一旦諏訪御茶屋へ入り所々を見る。大隊による二列打ち方を見た後、三番頭、新御番頭、小十人頭を呼び意見が出される。その際、拝領物を与える。田安大納言も同席し、対顔する。七半時に帰る	(江吹) 広芝、諏訪御茶屋	御小性組、御書院番、大御番、新御番、小十人、田安大納言	1
4月3日	五時前より歩いて浜御庭へ行き、釣等をする。所々廻り、中島御茶屋へ入る。二度目、食事の後、御馬見所へ行き、奥向無足部屋住の者による大的を見る。皆中の者へ矢羽・手綱等を与える。海手前を廻り、七時過ぎに帰る	(江周) 浜御庭	奥向無足部屋住之者	1

4月8日	八時過より三ノ丸へ行き、御角場へ入り、百目筒を二〇発命じる。御側廻りへも二発命じた後、七時過に帰る	(江) 三ノ丸御角場	御側廻り	1
4月9日	九時より広芝に入り、百目筒空砲を命じ、御次筒二五挺の連発を命じる。その後、自ら乗馬にて新御門大門を通り、所々を廻る。一旦御茶屋へ入り、少々猶予を持つ。自ら乗馬で廻り、広芝にて御側向へ乗馬と大輪を命じる。その後、御供の御目付等に乗馬を命じる。七半時頃に帰る	(江吹) 広芝、御茶屋	御側向、御供之御目付、御番方	1
4月12日	五時より御供を伴って上覧所へ行き、田安中納言と対顔する。御透見所へ入り、一通り公事裁許が行われる。その後、一旦御休息所へ入る。二度目、御透見所へ入り聴聞する。三奉行が家茂に御目見し意見がある。七時に帰る	(江吹) 上覧所	奥向掛リノ者(同伴)、田安中納言、三奉行	1
4月13日	五半時より広芝御置台へ入り、御庭騎射を見る。禄を与えた後、四半時過に帰る	(江吹) 広芝御置台	—	1
4月15日	五半時より吹上御庭に入り、広芝にて百目筒数発を御側向含めて命じる。その後、所々御庭を廻り、広芝へ入り鉄砲を命じて、六時前に帰る	(江吹) 広芝	御側向	1
4月16日	五時過より広芝へ入り、小笠原鐘次郎弟子共による犬追物を見る。布衣以上の寄合一手を見て、禄を与えた後、帰る	(江吹) 広芝	小笠原鐘次郎弟子共、布衣以上之者	1
4月19日	九時過より吹上御庭に入り、所々自ら乗馬して廻る。広芝にて馬を下り、大輪を命じる。その後、御馬方へ早乗りを命じ、一番着の者に扇子を与える。その後、七時半時に帰る	(江吹) 広芝	御馬方	1
4月28日	九半時頃より三ノ丸へ入り、所々廻る。それより御馬場にて自ら乗馬し、御側廻り、御馬方へ乗馬を命じる。御角場に入り、御側向を含め数発百目筒を命じる。その後、御庭者支配等へも同じことを命じる。七時過に帰る	(江) 三ノ丸	御側廻り、御馬方、御側向、御庭者支配、御坊主御庭方	1
4月29日	四半時過に吹上御庭に入り、一旦御茶屋へ入る。二度目、元馬場へ入り、三番頭等が家茂へ御目見する。それより御馬見所へ入り、御小姓組等へ野試合を命じて、見る。禄を与え六時前に帰る	(江吹) 御茶屋、御馬見所	三番頭、小普請支配、新御番頭、御小姓組、御書院番、新御番、大御番、小十人、奥詰之者一同、御先御共之御番方	1
5月1日	九時頃より直に元馬場へ入り、三度弓、草鹿を見て禄を与える。その後、御茶屋へ入り着替える。それより広芝へ入り御側廻りを含め百目筒を命じ、六時前に帰る	(江吹) 元馬場	御側廻り、奥向掛リノ者(同伴)	1
5月10日	九時過より入り、自ら乗馬をし、大輪を命じる。それより所々馬を乗り廻し、御側廻りへは大輪を、御馬方へは乗り競べを命じる。その後、御供之御目付等に大輪を命じ、御番方に禄を与える。それより奥向きも含めて百目筒の連発を命じ、六時前に帰る	(江吹) 広芝	御側廻り、御馬方、御供之御目付、御徒頭、御番方	1
5月11日	九半時頃より入り、奥向きも含めて百目筒二〇発を命じる。所々を廻った後、御庭之者支配等へも命じる。それより所々を廻り、七半時頃に帰る	(江) 三ノ丸	奥向き、御庭之者支配、坊主御庭	1
5月13日	九時過より入り、御置台の脇にて大御番頭等が家茂に御目見する。それより御台へ入り、西洋大隊調練並びに田付組等の小隊調練を見る。一旦、御茶屋へ入る。それより櫛鉢山へ入り、大道を通り調練足並を見る。御成御門辺より入り、角御門の辺で大砲を打つが、これを家茂は見ず。夕刻に帰る	(江吹) 広芝、御茶屋	大御番頭、御書院番頭、百人組頭、小普請支配御持頭、田付・井上・江川組	1

徳川家茂による江戸城と二条城における庭利用の実態（今江）

5月21日	これまで（将軍家では）鳥類を好み、庭先の所々に鳥籠があった。家茂の考えによると、鳥類は無益の物で全き慰めの為のものである。今の節柄において鳥類を飼いつけるのは不本意であり、将軍による指図として、庭先の鳥籠は残らず取り払うよう命ずる。尤も吹上の鳥に関しては意見が付され、先代の将軍より譲られたものは残し、その他残らず廃止すること	(江吹)	(達)	1
5月27日	八時過よりへ入り、中奥御小性等による乗馬を見た後、七時過に帰る	(江) 五十三間御馬場	中奥御小性、中奥御番、両御番、新御番、小十人組	1
9月1日	六半時より、御供揃にて御乗物で浜御庭へ行く。御両卿（田安・一橋）らが同道する。皆、乗馬による御供を命じられる。同所の海手にて百目筒の連発を御側向御供之者へ命じ、自らも発砲し、八半時過に帰る	(江周) 浜御庭	御両卿、松平春嶽、松平肥後守、御老若御側衆、御小性、御小納戸、御側向御供之者	1
9月27日	御城廻りの巡覧のため九半時過に出御。五十三間御馬場へ入り、自ら乗馬の稽古をする。御供の御番方のうち家茂の馬に駆けつけられた者へは、褒美が与えられる	(江) 五十三間御馬場	御供之御番方	1
文久3年				
3月8日	御多門の御武器類を見て、それより御本丸御厩へ入る	(二) 厩曲輪	—	3
3月12日	御厩曲輪にて自ら乗馬する	(二) 厩曲輪馬場	—	3
3月20日	自ら乗馬する	(二) 厩曲輪馬場	—	3
3月28日	自ら乗馬する	(二) 厩曲輪馬場	—	3
4月4日	自ら乗馬し、一橋慶喜等に乗馬を命じる	(二) 厩曲輪馬場	一橋慶喜、松平容保（京都所司代）、老若御用掛衆、御目付、一橋殿附之者	3
10月6日	仙台御用を見る旨を命じる。かねてより馬を好むに付き自ら（馬を選び出し）決める	(江吹) 御馬場	—	2
11月15日	御本丸が炎上し、直ちに吹上新御構へ立ち退き、翌々日の十七日には清水御殿へ引き移る（同二六日には、田安御館に引き移る）	(江吹) 新御構	—	2
12月27日	五半時より、御供揃にて出発するに付き、当日の当番の者は浜御庭へ揃い参じる。四時過に御端舟に乗り、九時半過に御召舟へ先に乗り組む。（家茂は）四時過に田安御仮御殿を出発し、浜御庭に入る。二度目、食事をして間もなく御端舟で浜御庭を出発する	(江周) 浜御庭	軍艦で大坂へ同伴する者達	3
元治元年				
1月15日	四半時より三条通りを進み、役に当てられた者が御玄関に出迎え、虎之間の御板縁にて輿を下りる	(二) 遠侍庭	役当之者	3
2月2日	城内を見て、所々廻る。当番・明番が御供を命じる	(二) 内外郭	当番・明番	3
2月4日	御厩曲輪に於いて、御馬場で自ら乗馬する	(二) 厩曲輪馬場	—	3
2月10日	八時過より、御厩御馬場へ入り、自ら乗馬する	(二) 厩曲輪馬場	—	3
2月12日	二条御城の御唐門内より、自ら馬（梅崎）に乗り、金地院の唐門外にて下りる	(二) 遠侍庭	—	3
2月17日	五半時より自ら乗馬する	(二) 厩曲輪馬場	—	3
2月18日	御厩に於いて、一橋慶喜・橋本中納言と一緒に御乗馬をしようとした所、天気の様子により延引する	(二) 厩曲輪馬場	一橋慶喜、橋本実麗	3
2月19日	五半時より乗馬する	(二) 厩曲輪馬場	—	4
2月25日	五時より乗馬する	(二) 厩曲輪馬場	—	4
3月7日	四時過より参内のため大広間御玄関上にて御轎を召す	(二) 大広間庭	—	4
3月8日	八時過より御本丸・天守台を廻る。一旦入御した後、御厩へ入り乗馬する。夫より又々所々巡覧し、御本丸御外を廻り、稲荷曲輪を通過して、御庭口より還御する	(二) 厩曲輪馬場	—	4

3月11日	八半時過より乗馬する。それを中納言・大蔵大輔御老客が拝見する。中納言らに乗馬を命ずる	(二) 厩曲輪馬場	中納言、大蔵大輔御老客	4
3月13日	七時過より乗馬する	(二) 厩曲輪馬場	—	4
3月22日	八半時比より乗馬する	(二) 厩曲輪馬場	—	4
3月26日	八半時過より乗馬する。大和守・雅楽頭・右京亮へ乗馬を命じる。表御役人、講武所槍剣方の当番の者へも乗馬を命じる	(二) 厩曲輪馬場	大和守殿・雅楽頭殿・右京亮殿、表御役人・講武所槍剣方当番	2, 4
3月27日	七時過より、御休息の西御縁下にて奥坊主等へ御酒が与えられる	(二) 御休息庭	奥坊主、御用部屋坊主、土圭間坊主、奥六尺	4
4月1日	御休息の西御庭にて当番の奥詰並びに、先日出てこなかった土圭之間坊主等へ御酒が与えられる	(二) 御休息西庭	奥詰、土圭之間坊主、御用部屋坊主、六尺	4
4月8日	御指方・鈴木与左衛門等を御休息の御庭へ呼び、御酒・御肴を与える。御徒目付等も同様のこと。それらの者の差配は御小納戸頭取による	(二) 御休息庭	(達) 御指方・鈴木与左衛門、本多晋之丞、御納戸御番、御徒目付・御数寄屋坊主・表坊主、御小納戸頭	4
4月10日	七時より御厩へ入り自ら乗馬する	(二) 厩曲輪馬場	—	4
4月20日	八半時より御厩へ入り自ら乗馬する	(二) 厩曲輪馬場	—	4
4月22日	七時過自ら乗馬する	(二) 厩曲輪馬場	—	4
4月23日	七半時過より、御休息の庭に泊る奥坊主等へ御菓子を与え、この時初めて出てきた者へは御酒を与える	(二) 御休息庭	奥坊主、御用部屋坊主、土圭之間坊主、六尺	2
4月24日	七時頃より御厩へ入り自ら乗馬する	(二) 厩曲輪馬場	—	4
5月7日	大広間を通り、殿上之間の前の御廊下にて御駕籠に乗る	(二) 遠侍庭	—	4
5月20日	五半時過に浜御庭へ入る。御老若衆等に出迎を命じる。中島御茶屋にて釣りをし、所々御庭内を一覧する	(江) 浜御庭	老若衆、御側衆	4
9月12日	吹上御庭へ行き、清水詰講武所の槍剣術方等による小砲手前を命じる。八時過に皆揃い、瀧見御芝間で見た後、禄を与えて帰る	(江吹) 瀧見御芝間	清水詰講武所槍剣術方、砲術方、別手組、御先勤の両御番、同断御徒、御警衛詰合之御徒、御供之新御番、小十人、吹上之者詰合	2
9月17日	四半時頃より入り、自ら乗馬をした後、御小性等による甲冑での乗馬を見る	(江吹) 山里御馬場	御小性、御小納戸	2
9月18日	四半時頃より広芝御置台へ入り、御持小筒組等一同による調練相始打ち方等を見る。その後、引き続き講武所方の大砲並び大隊打方が為される。その後、所々廻り七半時頃に帰る	(江吹) 広芝御置台	御持小筒組、大砲方	2
9月26日	九半時頃より吹上御庭に入り、甲冑乗馬の者を見る。明ヶ番の御小性等一同が広芝へ出て平伏し、家茂の通り掛りに御目見する。御覧所へ行き、直に乗り立てるよう命じる。一同甲冑にて乗馬し、西山下へ順に並び、皆揃ったことを告げる合図で、広芝へ乗り出し、輪乗をする。控所に参じ、各々見込みの服を着用している間、家茂は六本殿御茶屋にて休息する。着替えが終わったことを知らせる合図により、輪乗をして順々に引き、家茂に御目見する。甲冑乗馬の者に禄が与えられ、七時過ぎに帰る	(江吹) 御覧所、広芝、六本殿御茶屋	甲冑乗馬の者、明ヶ番之御小性、御小納	2
10月1日	九時過より吹上御庭に入り、先月二六日の通り、明ヶ番の御小性等一統による甲冑乗馬での輪乗を見る。その後、各々見込の服に着替えて再び輪乗し、それを見る。参加者は、家茂への御目見を命じられ退出する。全て二六日の通りのこと	(江吹) 御覧所、広芝、六本殿御茶屋	明ヶ番之御小性、御小納	2

徳川家茂による江戸城と二条城における庭利用の実態（今江）

10月7日	三番頭を始めとする行軍を見る。その後、三番頭の他、御番方まで乗馬をし、歩兵銃隊の調練を見て、六時過ぎに帰る	(江吹) 上覧所	三番頭（大番頭・書院番頭・小性組番頭）	2
11月15日	御昼後より入り、吹上之者による銃隊調練を見て、七半時過ぎに帰る	(江吹) 瀧見御茶屋	吹上之者	2
12月5日	山里御角場に於いて、奥詰等に砲術を見るよう命じ、禄を与える	(江吹) 山里御角場	奥詰、奥坊主、御庭之者、奥六尺	2
元治2年				
1月11日	九時より御供揃にて入り、御弓場初御式を見る。皆中の者へ時服を与える	(江吹) 元馬場	—	2
1月13日	四時頃より入り、例年の通り御馬御召初御式があり、一旦帰る。御昼後、自ら乗馬の稽古をする	(江吹) 山里御馬場	—	2
2月19日	九時より吹上御庭に入り、御鷹を行う。それより、織殿へ入り講武所詰剣術方等による剣槍を見て、夕六時前に帰る	(江吹) 織殿	講武所詰剣術方、別手組出役、講武所詰槍術方、別手組出役槍術	2
2月24日	山里御角場に入り、御小性等による砲術を見て、禄を与え八半時過ぎに帰る	(江吹) 山里御角場	御小性、御小納戸、奥詰	2
4月1日	八半時頃より山里鉄砲場に入り、奥詰の者等へ砲術を命じ、八寸角一〇発を見て、禄を与える	(江吹) 山里鉄砲場	奥詰之者、伊沢立輔	2
4月5日	大名へ山里御庭の拝見を命じ、御茶屋にて御酒、御吸物、御菓子等を与える。梅之御茶屋に於いて家茂に御目見する。自ら盃を与え酌をし、種々の話をした後、帰る	(江吹) 山里御庭	—	2

【凡例】

(江)：江戸城 (江吹)：吹上御庭 (江周)：江戸城周辺 (二)：二条城 (達)：通達

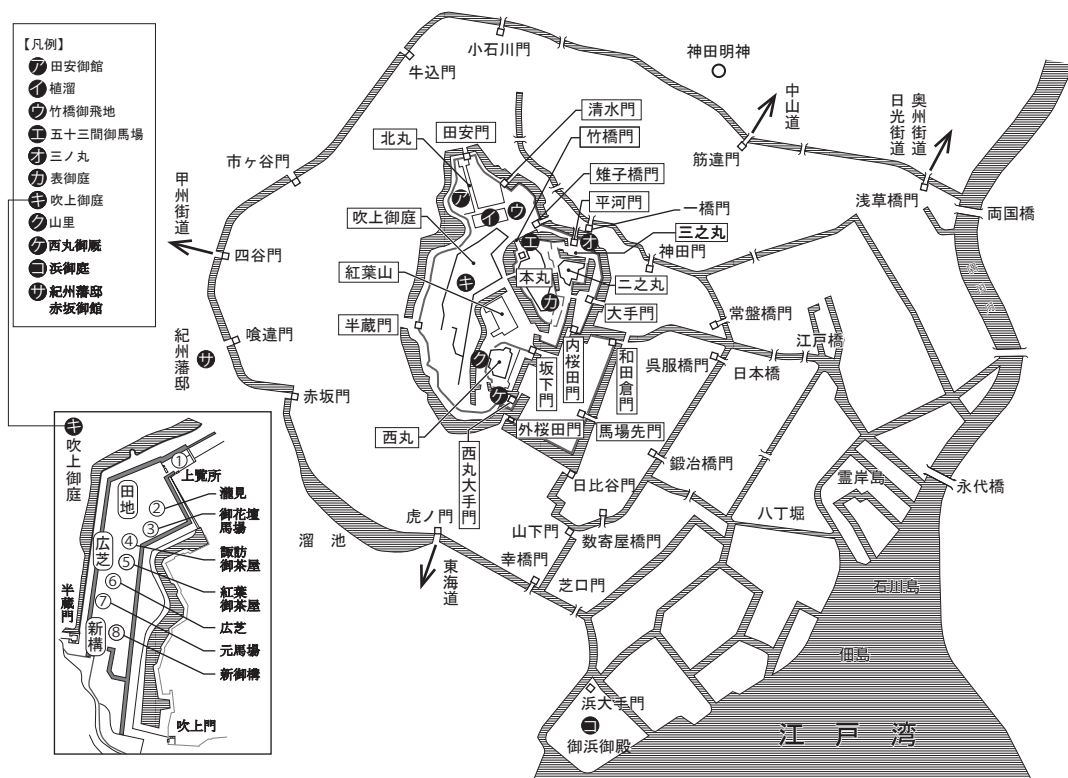


図1 江戸城内郭・外郭及び江戸城周辺概念図

松村明監修『大辞泉 第二版』（小学館、2012）、「江戸城門」掲載画像を合成・調整しトレースしたもの。

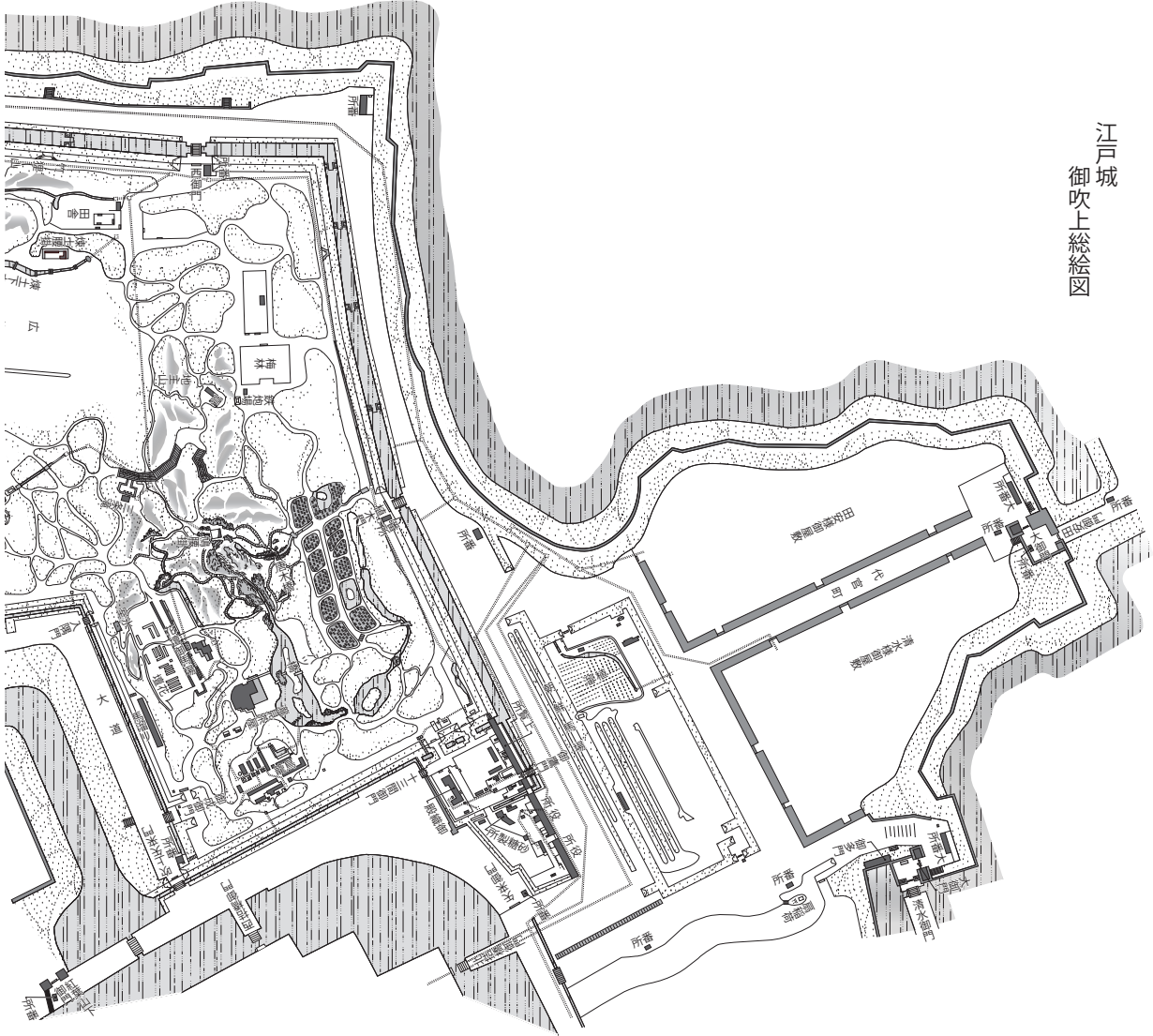


図2 「江戸城御吹上総絵図」(東京都立中央図書館蔵、文化2年(1805)写) トレース

